



University Book

学生要覧

for entry in 2025 教職課程受講ガイド

令和7年度 入学生用

玉川大学

教職課程受講に関する問い合わせ先

■ 窓口取扱時間

月～金曜日 8:30～17:00（平常授業が行われる土曜・祝休日を含む）

＊土・日・祝日、大学が定める休日を除く

■ 連絡先

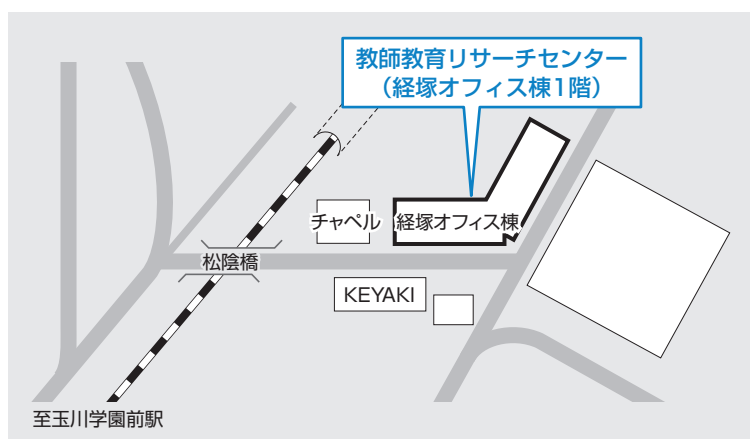
Tel：042(739)8806（教員免許取得に関すること等教職課程全般）

042(739)8161（教員就職に関すること）

Fax：042(739)8857

■ 教師教育リサーチセンターホームページ URL

https://www.tamagawa.ac.jp/teacher_education/



本冊子のTOEIC名称使用について

TOEICはエデュケーション・テスト・サービス（ETS）の登録商標です。

本冊子はETSの検討を受け、またその承認を得たものではありません。以下テスト名称につきましては、ETSのガイドラインに従い、短縮名称にて表記しております。

TOEIC®Listening & Reading Test （短縮名称：TOEIC®L&R）

TOEIC®Listening & Reading 公開テスト（短縮名称：TOEIC®L&R公開テスト）

TOEIC®Listening & Reading IPテスト（短縮名称：TOEIC®L&RIPテスト）

for entry in **2025 教職課程受講ガイド**

令和7年度 入学生用

目 次

本学が目指す『教師像』	4
取得できる教育職員免許状一覧	5

I 教職課程の受講にあたって 7

1. 教職課程受講の支援体制	8
2. 教職課程受講の申請手続	10
3. 教職実践演習と教職履修カルテ	13
4. ダブル免許プログラム	14

II 教育職員免許状を取得するために必要なこと 15

1. 学校の先生になる!!	16
2. 教育職員免許状	17
3. 教職課程受講支援プログラム	18
4. 参観実習	20
5. 学校体験活動 教育・保育体験活動	21
6. 介護等体験	22
7. 教育実習	23
8. 教員採用試験	26

III 教育職員免許状取得のための履修案内 29

1. 教科及び教科の指導法に関する科目	30
2. 教育の基礎的理解に関する科目等	30
3. 大学が独自に設定する科目	30
4. 免許法施行規則第66条の6に定める科目	30

文学部 32

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

教科及び教科の指導法に関する科目	
・国語（国語教育学科）	33
・英語（英語教育学科）	34
・小学校教諭2種免許状（英語教育学科）	35
教育の基礎的理解に関する科目等	36
大学が独自に設定する科目	38
免許法施行規則第66条の6に定める科目	38

農学部 39

教科及び教科の指導法に関する科目	
・理科（生産農学科）	40
・農業（生産農学科）	42
・小学校教諭2種免許状	43
教育の基礎的理解に関する科目等	44
大学が独自に設定する科目	45
免許法施行規則第66条の6に定める科目	45

工学部 46

教科及び教科の指導法に関する科目	
・工業（情報通信工学科）	48
・数学（情報通信工学科）	49
・数学（ソフトウェアサイエンス学科）	50
・情報（ソフトウェアサイエンス学科）	51
・数学（マネジメントサイエンス学科）	52
・数学（デザインサイエンス学科）	53
・技術（デザインサイエンス学科）	54
・工業（デザインサイエンス学科）	55
・小学校教諭2種免許状	56
教育の基礎的理解に関する科目等	57
大学が独自に設定する科目	58
免許法施行規則第66条の6に定める科目	58

教育学部

59

教育学科

領域及び保育内容の指導法に関する科目

- 幼稚園 62

教科及び教科の指導法に関する科目

- 小学校 63
- 社会 64
- 地理歴史 65
- 公民 66
- 保健体育 67

教育の基礎的理解に関する科目等

- 幼稚園・小学校 68
- 中学校・高等学校 70

大学が独自に設定する科目 72

免許法施行規則第66条の6に定める科目 73

乳幼児発達学科

領域及び保育内容の指導法に関する科目 74

教育の基礎的理解に関する科目等 75

大学が独自に設定する科目 76

免許法施行規則第66条の6に定める科目 76

芸術学部

77

教科及び教科の指導法に関する科目

- 音楽（音楽学科）..... 78
- 美術（アート・デザイン学科）..... 79
- 工芸（アート・デザイン学科）..... 81

教育の基礎的理解に関する科目等 82

大学が独自に設定する科目 83

免許法施行規則第66条の6に定める科目 83

ダブル免許プログラム

84

Ⅲ特別学期における履修 84

Ⅲ通常学期における履修 88

- 中学校教諭2種免許状（英語）..... 92

- 中学校教諭2種免許状（国語）..... 93

- 中学校教諭2種免許状（理科）..... 94

- 中学校教諭2種免許状（数学）..... 95

- 中学校教諭2種免許状（音楽）..... 96

- 中学校教諭2種免許状（美術）..... 97

- 中学校教諭2種免許状（技術）..... 98

- 教育の基礎的理解に関する科目等 99

- 教科及び教科の指導法に関する科目
（小学校・中学校コース）..... 100

- 高等学校教諭1種免許状（情報）..... 102

Ⅳ 規 則

105

教職課程履修規則 106

教育・保育現場等における
体験活動に関する規則 108

介護等体験に関する規則 109

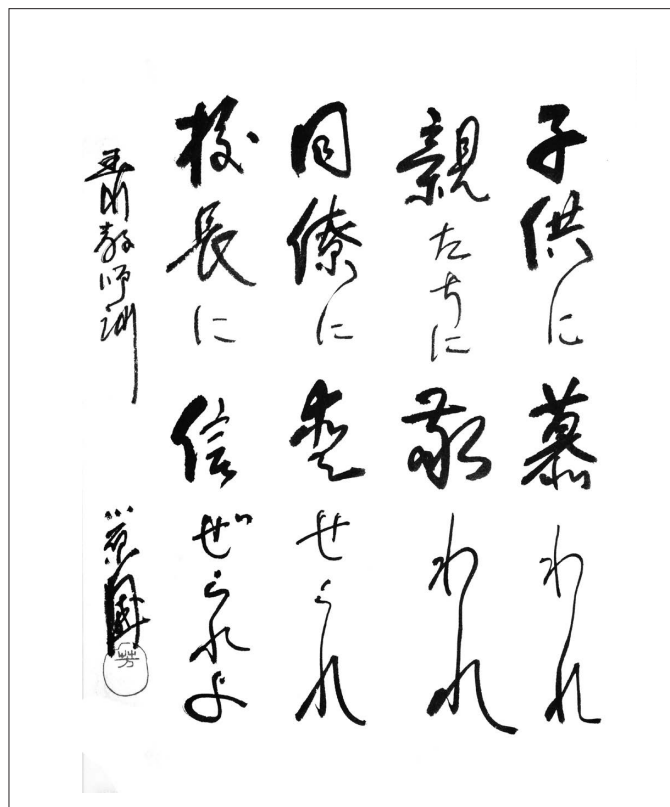
教育実習に関する規則 110



本学が目指す『教師像』

本学は、

玉川教師訓「子供に慕われ、親たちに敬われ、同僚に愛せられ、校長に信ぜられよ」を実践できる教師の育成を目指します。



本学が目指す『教師像』を実現するために、次の力量を備えた教師を養成します。

- ① 確かな学力と健やかな体を育てる「学習指導力」
- ② 豊かな心を育て自己実現を図る「幼児・児童・生徒指導力」
- ③ とともに高めあうクラスをつくる「学級経営力」
- ④ 新たな学校づくりを推進する「協働力」

取得できる教育職員免許状一覧

免許の種類			文学部		農学部	工 学 部				教育学部		芸術学部	
			国語 教育学 学科	英語 教育学 学科	生産 農学 学科	情報 通信工 学科	ソフト ウェアサイ エンス学科	マネジ メントサイ エンス学科	デザイ ンサイエ ンス学科	教 育 学 科	乳幼 児発 達学 科	音 楽 学 科	ア ー ト・ デザ イン 学科
幼稚園 教諭	1 種									●	●		
	2 種									●			
小学校 教諭	1 種									●			
	2 種		◆	■	■	■	■	■	■	●		◆	◆
中学校 教諭	1 種	国 語	●										
		社 会								●			
		数 学				●	●	●	●				
		理 科			●								
		音 楽										●	
		美 術											●
		保健体育								●			
		技 術							●				
		英 語		●									
	2 種	国 語								■			
		社 会								●			
		数 学								■			
		理 科								■			
		音 楽								■			
		美 術								■			
		保健体育								●			
		技 術								■			
		英 語								■			
高等学校 教諭	1 種	国 語	●										
		地理歴史								●			
		公 民								●			
		数 学				●	●	●	●				
		理 科			●								
		音 楽										●	
		美 術											●
		工 芸											●
		保健体育								●			
		情 報					●			■			
		農 業			●								
		工 業				●			●				
		英 語		●									

●＝自学科開設科目受講により免許取得

■＝「ダブル免許プログラム」の受講により免許取得（受講定員が設定されている場合があります）

◆＝個別に必修科目を履修することにより、小学校二種免許を取得できる場合があります。また追加受講費用が発生いたします。

*教育学部教育学科については、専攻ごとに取得できる免許が限定される場合があります。

I

教職課程の 受講にあたって

1 教職課程受講の支援体制	8
2 教職課程受講の申請手続	10
3 教職実践演習と教職履修カルテ	13
4 ダブル免許プログラム	14

1 教職課程受講の支援体制

1 教師教育リサーチセンターの活用

教師教育リサーチセンターは本気で教員を目指す学生の総合窓口です。経塚オフィス棟1階にあり、実習・介護等体験の手続き、学校体験活動の紹介、教育職員免許状の申請、教員採用試験対策を中心に教職への就職支援まで一貫してサポートします。また、保育士資格についても同様のサポートを行います。

- 教師教育リサーチセンターは、卒業後の進路として教員・保育士を目指す学生に対して、教育職員免許状・保育士資格の取得に関わる支援業務ならびに教員・保育士就職を推進することを目的として、2006年4月、玉川大学の附置機関・教職センターとして開設されました。さらに学校教育の研究活動推進の場とするために、2012年4月より教師教育リサーチセンターと改組されました。主な業務は次のとおりです。
 - ① 学校体験活動、教育・保育体験活動、教育実習、保育実習、介護等体験にかかわる事項
 - ② 教員・保育士就職にかかわる事項
 - ③ 教育職員免許状・保育士資格等の申請にかかわる事項
- 教師教育リサーチセンターでは、本気で教員・保育士を目指す学生を応援しています。教職課程の受講や教員・保育士就職などに関してわからないことがある場合は、遠慮なく教師教育リサーチセンターで相談するようにしてください。
- とくに実習、介護等体験の手続き等については慎重に行わなければならないケースが多々ありますので、自分の判断だけで行動せず、教師教育リサーチセンターに相談するようにしてください。
- 窓口の受付時間は下記のとおりです。なお、大学休業日は業務の取り扱いができません。また、質問・相談等は窓口（もしくは指定された方法）をお願いします。電話による問い合わせは原則として応じられません。

月～金 8:30～17:00

 - *土・日ならびに大学が指定する休業日を除く。
 - *手続きは必ず本人が行ってください。友人などが代理で来た場合は受け付けません。
- 本冊子『教職課程受講ガイド』は、本学で教員を目指すうえで重要な事項について記載されているので、熟読するようにしてください。
- また、教職課程の受講にかかわる諸手続きは『教職課程受講ガイド』にもとづいて行いますので、ガイダンス受講の際は忘れずに持参するようにしてください（窓口での相談・手続きを進める際にも持参すると便利です）。
- 『教職課程受講ガイド』は、学生要覧Webサイトにて閲覧できますので利用してください。
- 下記のWebサイトも参照してください。

教師教育リサーチセンター Webサイト https://www.tamagawa.ac.jp/teacher_education/

2 学生への連絡方法

- 連絡の基本はUNITAMAです！
- 学生への連絡は、UNITAMAを中心に大学のWebツール（メール・Teams）もしくは電話で行いますので、各自の責任で必ず確認をするようにしてください。

UNITAMA <https://unitama.tamagawa.ac.jp/> 「教職・資格情報」

3 教職サポートルーム

- 教員・保育士を目指す学生のキャリア形成支援、教職指導のために、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校の園長・校長経験だけでなく、教育委員会において教育行政に携わった経験をもつ者を実務家教員として迎え、教職サポートルームを構成しています。
- 実務家教員は、教育実習・保育実習に関する指導だけでなく、教員・保育士採用候補者選考試験対策の企画・講師・支援を通じて、教員・保育士を目指す学生たちの夢を叶えるための相談・支援にあたっています。
- また、経塚オフィス棟1階の教職サポートルームでは、本学で取得できる教育職員免許状に合わせた検定済教科書・指導書や、教職に関する参考書などを各種取り揃えています。実務家教員の指導を受けながら、わかりやすい教材研究や指導法の修得に努めるだけでなく、教員・保育士を目指す学生たちが空き時間、放課後や長期休暇中を利用して、個人や仲間で教員・保育士就職のための学修はもちろんのこと、模擬授業や共同議論などを繰り返し行い、実践的指導力を身に付けています。

4 ガイダンス・事前指導・講座等について

- 教育職員免許状取得希望者に対して、下記に示す必須のガイダンス・事前指導が行われます。各自の責任において必ず出席してください。なお、詳しい日時・場所はUNITAMAで確認をしてください。

教職課程受講に関するガイダンス	(全学部) 1年次	4月
参観実習・学校体験活動に関するガイダンス	1年次	5～10月(学部別に実施)
介護等体験に関するガイダンス	(全学部) 1年次	12月
介護等体験事前指導	(全学部) 2年次	4月または9月、全3回
教育実習校・実習園開拓ガイダンス	(芸術学部) 1・2年次	中・高(小) 3月
	(教育学部) 2年次	幼 7月
	(教育学部) 2年次	小・中・高 3月
	(文・農・工) 2年次	中・高(小) 3月
教育実習事前指導	(芸術学部) 3年次	中・高 4月～7月
	(教育学部) 3年次	幼・小・中・高 10月～1月
	(文・農・工) 3年次	中・高 10月～1月
	(文・農・工・芸) 4年次	小 4月～7月
教育実習直前ガイダンス	(芸術学部) 3年次	中・高 7月
	(教育学部) 3年次	幼・小・中・高 3月
	(文・農・工) 3年次	中・高 3月
	(全学部) 4年次	サブ免・ダブル免 7月
教員・保育士 就職支援プログラム	(全学部) 1～4年次	幼・保 小・中・高 4月～3月

*教員・保育士 就職支援プログラムの詳細は、p.28を参照のこと。

*欠席は原則として認めません。授業等で欠席する場合は事前(ガイダンス開催前指定期日まで)に教師教育リサーチセンターに届け出てください。事前の申し出なく欠席した場合は、理由にかかわらず以後の申請などは受け付けません。

- 教師教育リサーチセンターでは、本気で教員・保育士を目指す学生のために、数多くの講座等を開いています。どの講座もやる気と実践力が高められる内容なので、積極的に参加するようにしましょう！
- 事前申し込み制のプログラムも多く提供していますので、掲示およびUNITAMAに掲載される案内をよく確認してください。なお、プログラムには無料で開講するものと有料で開講するものがあります。また、記録・広報用としてガイダンスや講座中に写真撮影などを行う場合があります。

2 教職課程受講の申請手続

1 受講登録・継続

- 卒業と同時に教育職員免許状を取得するためには、授業科目の履修登録に加えて、教職課程の受講手続きのために「教職課程受講届」を教師教育リサーチセンターに提出する必要があります。期限に遅れないように提出してください。

なお、「教職課程受講届」を提出した後に、教職課程の受講を取りやめる場合には「教職課程受講取消届」を必ず提出してください。また、「教職課程受講届」が提出された場合、下記の誓約事項に同意ならびに玉川大学が定める個人情報の取り扱いに対して理解したものとみなします。

教職課程の受講登録にあたっての誓約事項

- ① 教職に就く強い意志をもって、教職課程をすすめていきます。
- ② 連絡先・希望免許状等の届出事項に変更があった場合は、すみやかに教師教育リサーチセンターに届け出ます。
- ③ 掲示等の連絡事項に細心の注意を払い、手続き等をもれなく行います。
上記の事項が守れなかった場合、教育職員免許状・保育士資格が取得できなくても異議はありません。

教職課程の受講を希望する学生	教職課程受講届を提出してください。 *保証人宛に教職課程受講料を請求します。
教職課程の受講継続を希望する学生	所属学部学科が定める教職課程受講継続条件に抵触しない限り、教職課程の受講は引き続き継続します。 *保証人宛に該当年度の教職課程受講料を請求します。

【注意】・教職課程の受講申請ならびに継続受講が許可されていない者は、参観実習、学校体験活動、教育・保育体験活動、介護等体験、教育実習、保育実習の受講や、教育職員免許状の一括申請を申し込むことはできません。

- ・提出期間、受講継続許可などについてはUNITAMAにて掲示します。

2 受講辞退

- 学期途中で自己都合による教職課程の受講辞退は、参観実習、学校体験活動、教育・保育体験活動、介護等体験、教育実習、保育実習などの学外実習の受け入れ先に非常な迷惑をかけるので行わないことが前提です。

ただし、やむを得ない事情で教職課程の受講を取りやめる状況が生じたら、至急、所属する学部学科の教職担当教員ならびに教師教育リサーチセンターまで申し出てください。実習の受け入れ先に直接辞退の連絡をする・無断で欠席する等は絶対に行わないでください。

3 受講中止

- 次に該当する場合は、教職課程の受講を中止します。

① 教職課程受講条件に抵触した者

各学科で教職課程受講条件が定められているので、確認のうえ基準を満たしてください。指定されたセメスターに基準が満たせなかった場合は、教職継続判定を経て受講を中止します。

② 教職課程受講料を指定した期日までに納入しなかった者

教職課程受講料の請求書は毎年春学期中に送付されます。指定期日までに納入されなかった場合は、定められた期日をもって教職課程の受講を中止します。受講中止になった場合は、教職課程受講支援プログラムへの出席ができなくなります。

③ 教師としての資質に問題があると認められる者、ならびに教職課程履修にあまり望ましくない行為があった者

学生生活等でトラブルを起こし、「学生処分規程」により譴責・停学の処分を受けた者は、その期日をもって受講を中止します。

また、ガイダンス・講座等に無断欠席および出席確認における不正行為等が認められた者、指定期日までに書類の提出がない者については、文書をもって反省を促すとともに、以降度重なる状況については受講を中止する場合があります。

④ 教師になる意志のない者

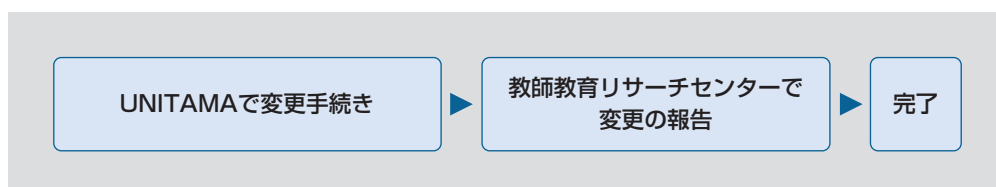
企業就職および進学を希望する学生については、将来教員になる可能性があることを前提として、教職課程の継続を認めます。

ただし、教育実習・保育実習等で、「教師にならない」旨の発言をした場合は、実習受け入れ先からの指摘をもって受講を中止する場合があります。

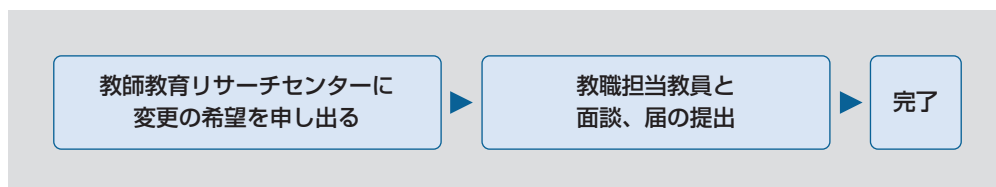
4 連絡先の変更

- 教師教育リサーチセンターに登録した事項（氏名、住所、電話番号、携帯電話番号、取得希望教育職員免許状等）に変更が生じた場合は、下記のとおり手続きを行ってください。

■氏名・住所・電話番号・携帯電話番号等に変更があった場合



■取得希望教育職員免許状に変更があった場合



5 教職課程受講料

- 教職課程は登録制をとり、4年間を見通した指導・支援を行っています。とくに教育実習や介護等体験に関しては、実習や体験を行う前年度から授業だけでなく、授業外でもきめ細やかな事前指導を行っています。さらに、最終目標である教員・保育士採用試験の合格に向けて、1年次から各種プログラム・個別指導を実施しています。
- ここに示す教職課程受講料（例）は、上記に係る費用の一部を受益者負担するものです。なお、取得を希望する教育職員免許状の種類により金額が異なりますので、具体的な金額や納入方法については別途指示をします。

【例】教育学科に在籍して小学校教諭と中学校教諭の免許状取得希望者の場合

年次	金 額	予定している内容
1	18,700円	参観実習、論作文講座、教職講座、教員採用模擬試験等
2	29,200円	論作文講座、教員採用模擬試験等、面接講座
3	55,500円	介護等体験、実習事前指導、論作文・面接対策等講座、教員採用模擬試験等
4	35,900円	現場実習・事後指導、フォローアップ、論作文・面接対策講座、教員採用模擬試験等

＊なお、受講料は、経済状況の変動により今後改定されることがあります。

＊上記以外に教育職員免許状の申請料が別途かかります（p.17参照）。

6 保険への加入

- 教職課程の正課の学外実習中にけがをした場合（させた場合）などに備えて、本学では下記の保険に加入しています。

学生教育研究災害傷害保険

学研災付帯賠償責任保険

これらは、大学で一括して加入していますので、特別な手続きや改めて保険料を支払う必要はありません。また各自が教育現場等で行う学校体験活動については教師教育リサーチセンターに申し出てください。

健康管理

- 日ごろから心身の健康には注意し、万全のコンディションで実習などに取り組むようにしましょう。健康を維持するためには「栄養バランスの取れた食事」「適度な運動」「十分な睡眠」が大切です（健康の3原則）。
- 体調が優れず、咳・くしゃみが出たら「咳エチケット」を守り、周囲へ配慮する必要があります。また、風邪などの場合は、外出を控えて休養に専念するようにしましょう。実習についても事前に欠席の連絡を入れるなどの対応が必要になります。体調が悪いにもかかわらず無理をすると、実習先に迷惑をかけることとなりますので注意が必要です。
- 麻疹（はしか）やインフルエンザなどの感染症への対策も各自でしっかりとしましょう。とくにインフルエンザなどへの対策はうがい・手洗いが効果的です。外出後や食事の前には手を洗い、うがいをしましょう。
- なお、学外で実習などを行う場合には、受け入れ側から感染症への対策の証として、ワクチン接種ならびに抗体を有することの証明を求められることがありますので、その際は、指示に従い確実に対応してください。

3 教職実践演習と教職履修カルテ

「教職実践演習」とは、皆さんが教育職員免許状を取得するために履修してきた科目や学校体験活動（教育ボランティア・教育インターンシップ）等を通じて修得した力を振り返るいわゆる教職課程の総まとめとして位置づけられた最終セメスターに開講される科目です。この科目では、皆さんが教員としての資質能力を有しているかが問われます。

なお、「教職実践演習」の履修に際しては「教職履修カルテ」を作成する必要があります。

1 教職履修カルテとは

① 目的

皆さんが教育職員免許状を取得するために履修した科目の中で、何を学んだのかを振り返るとともに、今後どのような学修が必要なのかを自分で考えるための手がかりにもらうためのものです。

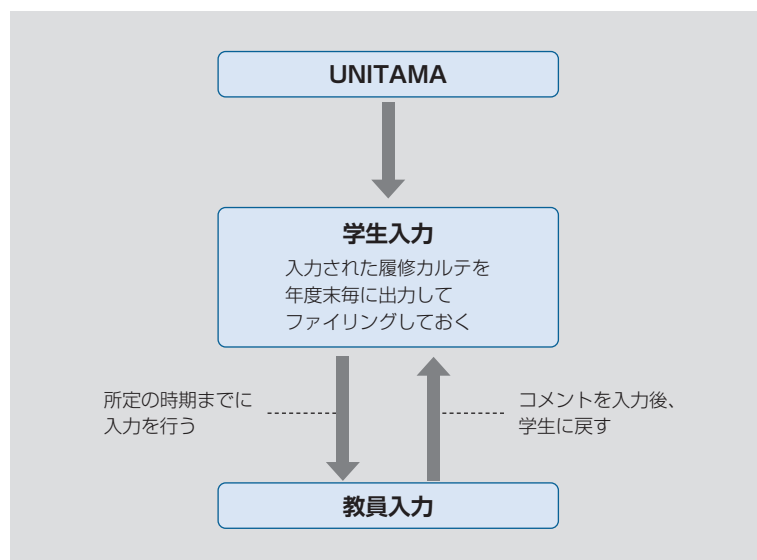
② 作成時期

教職課程の履修科目の受講を始めてから教育職員免許状取得まで、継続して作成します。

③ 内容

1. 教職課程科目履修状況／資格・検定等取得状況（教職課程科目履修状況等）
2. 教職課程科目受講後のふりかえり（教育の基礎的理解に関する科目等・教科及び教科の指導法に関する科目（幼稚園は「領域及び保育内容の指導法に関する科目」）・大学が独自に設定する科目・免許法施行規則第66条の6に定める科目）
3. 体験型学修のふりかえり（教育ボランティア・教育インターンシップ等の学校体験活動）
4. 教育実習のふりかえり
5. 総括的な自己評価（教職科目GPA・年度のふりかえりと今後の課題等）より構成されます。

④ 作成手順



4 ダブル免許プログラム

▶ダブル免許プログラム
詳細はp.84

2016年4月より、学校教育上の課題となっている『中1ギャップ』に対応するため義務教育学校の制度がスタートしました。義務教育学校に勤務する教員は小中学校の免許の“併有”が原則となりますので、この先、採用を行う各教育委員会においては小中学校の両免許を所持する教員を積極的に採用することが想定されます。

また、教員採用試験においても中学校や高等学校に比べ小学校の採用数が圧倒的に多いため、倍率（全国平均 小2.0倍、中3.2倍、高5.0倍）には大きな差がありますし、教員としてキャリアを重ねるうちに、芽生えた異校種での転任も可能になる等、キャリアプランが大きく広がります。

したがって、ダブル免許プログラムにて初等教育と中等教育の免許を取得することは、教員を目指す皆さんにとって大きなメリットとなります。

- 昨今、多くの大学で初等教育（とくに小学校）の教育職員免許状と中等教育（中学校・高等学校）の教育職員免許状取得ができる仕組み（ダブル免許プログラム）が話題になっています。本学では10年以上前から全学的に導入しています。
- 近年の大きな課題となっている学校間の円滑な接続への対応や、教員の資質という点においても、例えば、初等教育（とくに小学校）の教員が中等教育（中学校・高等学校）の免許を持ち特定の教科・領域について専門的知識を有していれば、子どもたちが小学校を終了後に中学校や高等学校で何を学ぶのかを理解できますので、見通しをもった指導ができます。これが「ダブル免許プログラム」のメリットです。
- 取得を希望する免許によりダブル免許プログラムのシステムが異なります。

■ ダブル免許プログラムのシステム

対象学科	対象免許	履修時期	内 容
文学部 英語教育学科 農学部 生産農学科 工学部 情報通信工学科 ソフトウェアサイエンス学科 マネジメントサイエンス学科 デザインサイエンス学科	小学校2種	特別学期における履修	左記の学科に所属し教職課程を受講している学生は、中等教育（中学校・高等学校）と併せて、初等教育（小学校）の教育職員免許状が取得できます。詳細は『教職課程受講ガイド』p.84～86を参照してください。
教育学部 教育学科	中学校2種（英語）※	通常学期における履修	本学創立以来中核にすえてきた学校教員を目指すモデルのひとつとして、初等教育を中心に中等教育を学ぶモデルを用意しています。各自の希望に合わせて取得が可能です。受講条件が課されている場合があります。詳細は『教職課程受講ガイド』p.86およびp.88～91を参照してください。
	中学校2種（国語）		
	中学校2種（数学）		
	中学校2種（理科）		
	中学校2種（音楽）		
	中学校2種（美術）		
	中学校2種（技術）		
	高等学校1種（情報）		

※一部科目は通常学期に履修します。

Ⅱ

教育職員免許状を 取得するために 必要なこと

1	学校の先生になる!!	16
2	教育職員免許状	17
3	教職課程受講支援プログラム	18
4	参観実習	20
5	学校体験活動 教育・保育体験活動	21
6	介護等体験	22
7	教育実習	23
8	教員採用試験	26

本学では5学部11学科に教職課程が設置されています。

教職課程の受講を行い、所定の科目の単位をすべて修得すると、卒業と同時に教育職員免許状を取得することができます。

1 学校の先生になる!!

学校の先生になるためには、①教育職員免許状を取得する、②教員として採用される、という2つの大きなハードルがあります。

1 学校種別

- 学校を運営別に分けると、以下の3つに区分されます。
 - ① 公立：各都道府県や自治体
 - ② 私立：民間
 - ③ 国立：2004年4月より独立行政法人「国立大学法人」の運営
- これらの学校では、採用基準も異なれば、働く教員の立場や待遇など違う部分もたくさんあります。
- 単純に教員数で比較をしてみても、公立が全体の90%以上を占め、私立は10%弱、学校数自体が少ない国立大学法人で働く教員にいたってはわずかに1%、という数字です。ここでは、公立と私立の「教員」に焦点を当てて、その違いを比較していきます。

2 採用の違い

① 公立の場合

各都道府県か政令指定都市が実施する教員採用試験に合格することが必須です。
合格者の中から採用が決定しますが、必ずしも希望する学校に配属されるとは限りません。

② 私立の場合

個別の学校単位で行われている「採用試験」に合格することが必須です。
また、各地域にある私学協会に登録し、受験の機会を得る方法や、大学に届いた求人票から応募する方法等もあります。

欠員補充のケースが大半で、希望する学校から常に求人があるとは限りません。

*学校とはいえ、私立学校は、採用数も採用時期も、採用の方法も学校・校種（とくに幼稚園）によって異なりますので、公立学校の教員になることに焦点を当てて解説を進めます。

SNSをはじめとするインターネットの利用

- 『学生生活ガイド』に「SNSの利用にあたって」（p.91～92）注意事項が記載されていますが、教職を目指す学生の皆さんは在学中より、参観実習・介護等体験・学校体験活動（教育ボランティア・教育インターンシップ）・教育実習・保育実習等で、子どもたちをはじめ外部の方々と接する機会が多いため、とくに意識を高くもつ必要があります。
- 子どもたちの写真はもちろんのこと、実習中の話題をSNSへ書き込むことは厳禁です。さらには、公共の場での会話にも気をつけなければなりません。子どもたちのプライバシー侵害につながるからです。不適切な言葉の書き込みにより、教師になって以降の将来にまで影響を及ぼす場合もあります。
- 子どもや保護者、実習校・教育委員会等の教育関係者が見たときどのように思うかを常に意識し、教職を目指すならば「SNSへの書き込みはしない」覚悟をもつべきでしょう。
- なお、本学では「SNSをはじめとするインターネットへの非常識な画像・文章等の公開」は、「学生処分規程」第2条第7項により、厳しい処分が下されることになっています（『学生生活ガイド』p.184）。
- 軽率な行為により自身の将来を台無しにしないように、SNSをはじめとするインターネットの利用についてはくれぐれも注意して学生生活を過ごしてください。

2 教育職員免許状

教育職員免許状は、文部科学省から教職課程の認定を受けた大学で所定の単位を修得した者に対して、各都道府県教育委員会が授与するものです。

教育職員免許状を取得するためには、基礎資格を満たし、教育職員免許法に定められている科目に基づいた本学の指定する科目の単位を修得する必要があります。

また、教育職員免許状を取得しただけでは、教員として就職することはできません。公立学校の場合、都道府県教育委員会（および一部の政令指定都市）で行う、教員採用試験を受験し、合格（名簿登載）しなければ、採用されませんので十分注意してください。

1 教育職員免許状を取得するための条件

- ① 学士の学位を有すること（基礎資格）
- ② 次の4つの分野に大別される、それぞれの免許種類ごとに定められた所定の要件を満たすこと

教科及び教科の指導法に関する科目
領域及び保育内容の指導法に関する科目

▶ 各教科等の指導をするうえで基礎となる専門的な知識や技術を養う科目群

教育の基礎的理解に関する科目等

▶ 教員としての専門性を養う科目群

大学が独自に設定する科目

▶ 各自の志向にしたがって、
教員としてのオリジナリティを養う科目群

免許法施行規則第66条の6に定める科目

▶ 教員としての基本的な資質を養う科目群

* 履修にあたっては、該当のページをよく確認し、十分に注意してください。

- ③ 介護等体験（小学校および中学校教諭普通免許状）
小学校および中学校教諭普通免許状取得にあたっては、介護等体験を行う必要があります。
(p.22参照)

2 教育職員免許状の申請・授与

- 教育職員免許法に定められた諸条件および本学の履修条件を充足し、各該当の教育職員免許状の授与資格を得た者は、所定の手続きにより東京都教育委員会へ申請して、免許状が授与されます。
- 本学では、大学で申請書類をとりまとめて東京都教育委員会に申請する「一括申請」の方法をとっています。
- ただし、ガイダンスに欠席した場合や免許状申請に必要な条件が充足されなかった場合には、一括申請はできません。この場合、個人で申請の手続きを行い、免許状を受け取ることになります。

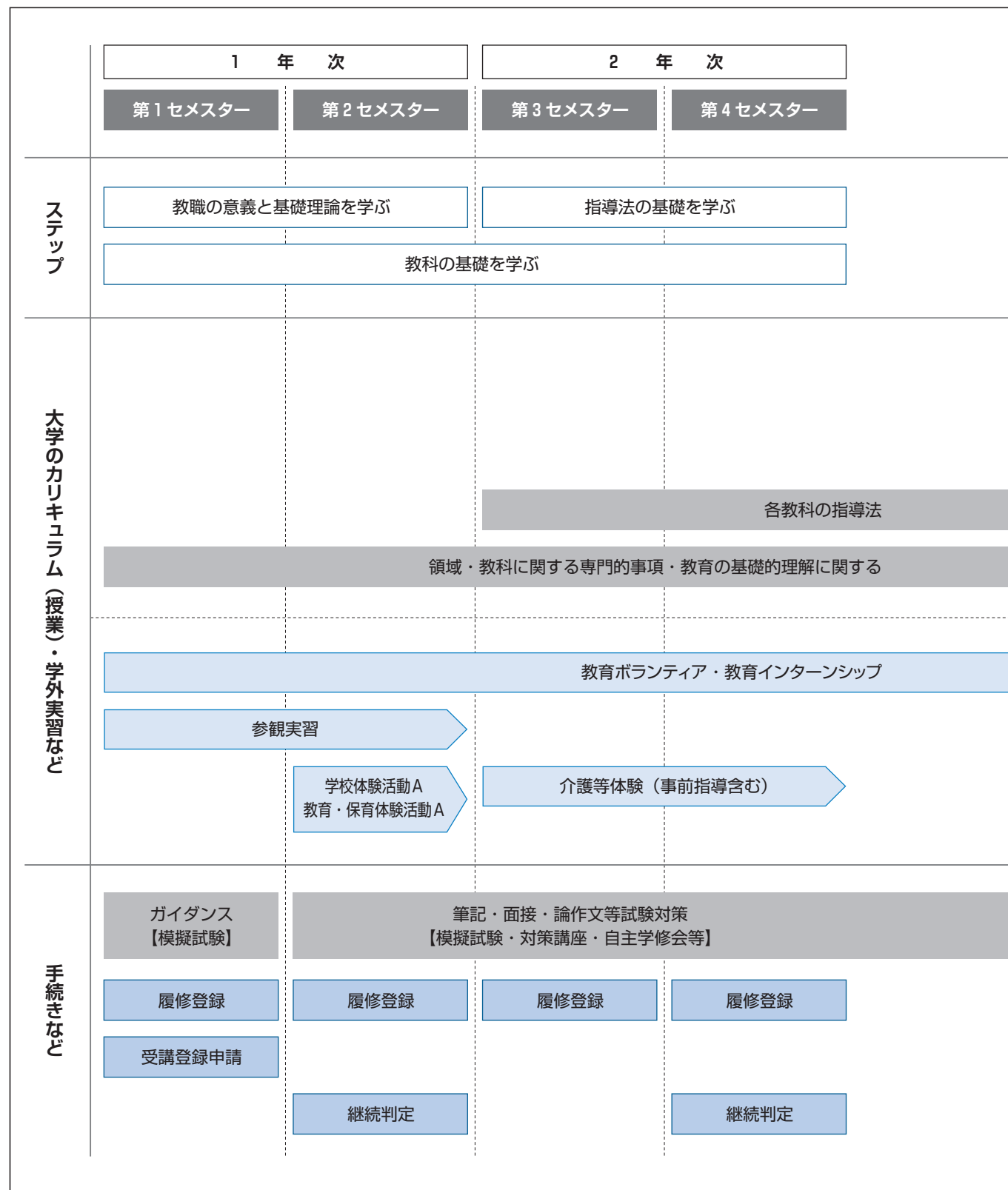
■ 一括申請に際しての必要経費

申請免許状	合 計	内 訳	
		(免許状申請手数料)	(事務経費)
1 件	4,700円	3,300円	1,400円
2 件	9,400円	6,600円	2,800円
	(例えば、中学校1種・高等学校1種／小学校1種・幼稚園1種)		
3 件	14,100円	9,900円	4,200円
	(例えば、中学校1種・高等学校1種・小学校2種)		

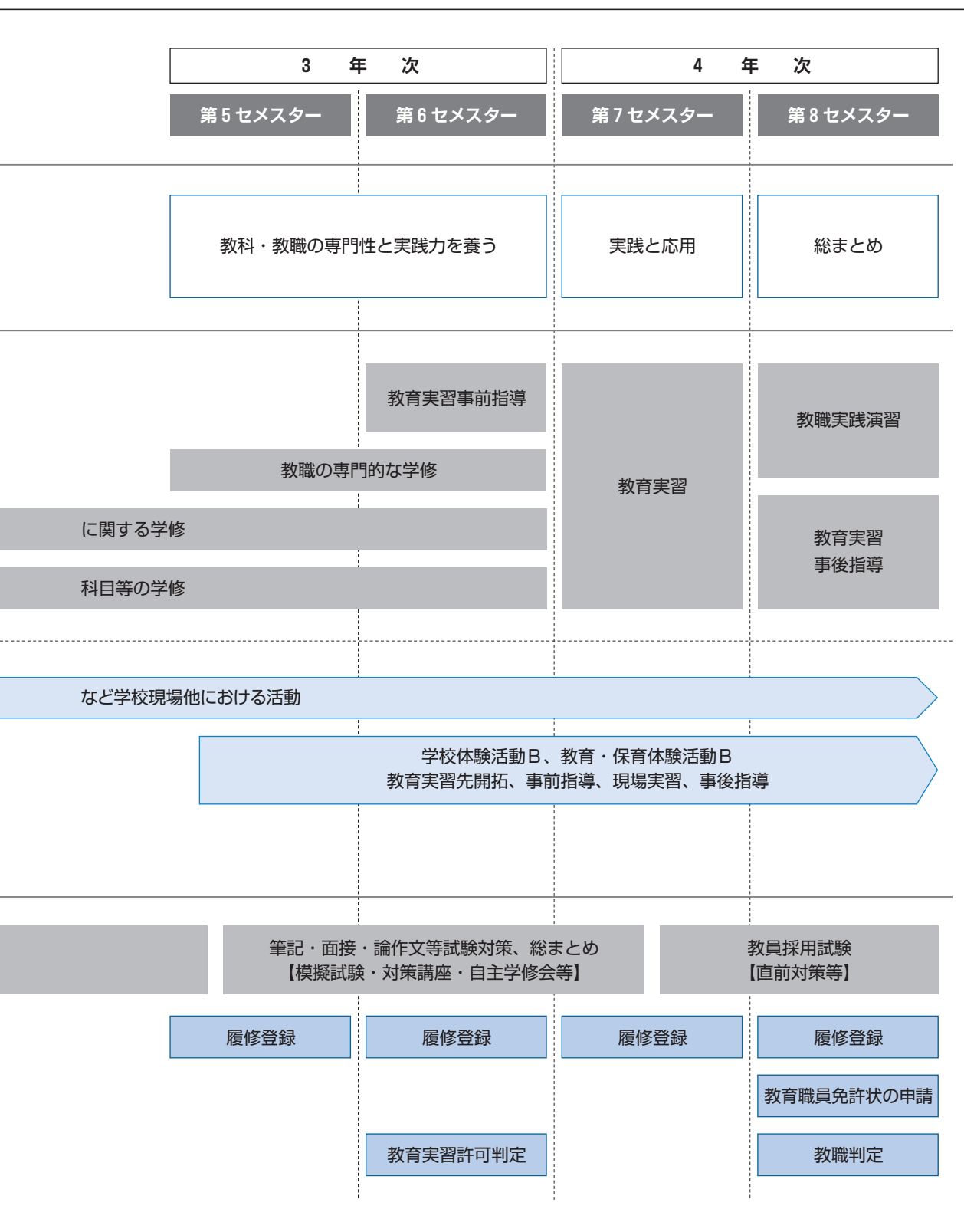
3 教職課程受講支援プログラム

教師になるまでの流れを知ろう！

幼稚園・小学校・中学校・高等学校の先生になるためには、「教育職員免許状」の取得と教員採用試験に合格する必要があります。**本学では、教師教育リサーチセンターが4年間を見通した教員養成支援を行っています。**4年間の流れを見てみましょう。



- * 本学で取得可能な免許状の種類は学部・学科により異なります。
- * 経営学部・リベラルアーツ学部・観光学部には教職課程が設置されていません。
- * このチャートはイメージであり、学部・学科や取得する免許状により一部異なる場合があります。



4 参観実習

参観実習とは、教育現場の現状把握ならびに進路選択の機会として、全学の教員志望者が1年次で受講します。

1 趣 旨

- 参観実習は、取得希望の校種に合わせて、大学近隣の幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校のいずれかに赴いて授業の様子をただ参観するというのではなく、“教える立場”で学校・園の1日を体験します。大学の授業で学ぶ理論が実際の教育現場でどう生きるのかを身をもって知ることができ、教職課程の学修に対するモチベーションの向上につながります。また、その後の学校体験活動等に対する事前学修の効果もあります。

2 概 要

① 対 象

教職課程を履修している1年次生（1年次に参加していない学生も含む）

② 日 数

幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校のいずれか1日（終日）

③ 時 期

教育学部・文学部英語教育学科：1年次春学期（6月中旬）

文学部国語教育学科・農・工・芸：1年次秋学期（10月中旬）

④ 費 用 等

学校・園までの交通費、給食代等の実費は各自が負担します。

3 心構え

- 参観実習は、“教える立場”で学校・園の1日を体験しますので、ただ教育現場に行けば良いものではありません。参観実習に先立って行われる事前指導に出席をし、必要な書類の提出を行うことはもちろん、参観実習当日も学生気分ではなく、教員を目指す者としての十分な自覚をもって臨んでください。また、当然ですが、受け入れ校・園の教職員の方々の指示に従い、自己判断による行動は絶対に慎んでください。

5 学校体験活動 教育・保育体験活動

学校体験活動、教育・保育体験活動は、教員志願者が教育に参画し、教育現場において児童・生徒との関わりを経験するとともに、振り返りを通して、実践から得た学びをさらに深める機会です。

1 趣 旨

- 学校体験活動、教育・保育体験活動は、在学中に一定期間、幼（認定こども園）・小・中・高等学校などで、将来のキャリアに関連した体験活動を行う教育プログラムです。教育現場の中で視野を拡大すること、学生の目的意識と学修意欲の喚起を目的としています。

2 概 要

- ① 対 象
参観実習の受講を完了した教職課程受講中の学生
- ② 時 間 数
単位数に準ずる（詳細は事前指導・ガイダンスにて説明）
- ③ 活動時期
各セメスター開講期に準ずる（平常授業期間外の9月・2月・3月に実施する場合もあります）。
- ④ 費 用 等
体験料は教職課程受講料に含まれています。

3 心構え

- 学校体験活動、教育・保育体験活動は、教師の目線で実際の教育活動に触れ、同時に教育学の研究、修学の視点を得るとともに、教育者としての自身の課題を明確にすることを目的としています。そのため、積極的に活動に参加することが求められます。
- 活動中は学生気分ではなく、教員を目指す者としての十分な自覚をもって臨んでください。また、学校は子供の安全を守る場所であることを意識し、受け入れ校・園の教職員の方々の指示に従い、自己判断による行動は絶対に慎んでください。

6 介護等体験

介護等体験は、教員志願者が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めるため、特別な支援が必要な児童・生徒の支援・サポートの体験を行う機会です。

1 趣 旨

- 介護等体験は「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年法律第90号)により、小学校・中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者に義務づけられています。
- 本学では、特別支援学級を設置する小中学校における活動を主として実施します。体験活動前には事前指導、体験活動後には事後指導と実践経験に関する報告が必要となります。

2 概 要

① 対 象

教職課程を受講している2年次生。

＊教育学部乳幼児発達学科に在籍する学生ならびに取得希望の免許状が幼稚園または高等学校のみの場合は実施しません。

② 体験日数(時間数)

法令で定められている7日分の時間数(60時間)に則り活動を行います。

③ 体験内容

特別な支援が必要な児童・生徒への補助等です。

④ 費 用 等

体験料は教職課程受講料に含まれています。

3 心構え

- 介護等体験は、教育職員免許状(小学校および中学校)の取得を目指す学生にとって欠かすことのできない要件となっていますが、活動を受け入れる小中学校は、皆さんに介護等体験を通して対人援助の実践・人権尊重や関係形成の重要性を感じ、その目的や本来的役割などについて理解を深めることを求めています。
- 社会で重要な役割を担っている小中学校での体験においては現場を混乱させることがないように、前もって準備する必要があります。大学としては、事前指導などの講義出席を満たさない者、必要な書類の提出を行わない者、提出を義務付けている麻疹抗体検査証(陽性)などを提出しない者などは各種体験先へ派遣できないと判断します。

7 教育実習

教育実習では、皆さん一人ひとりが「社会人」として見られ、「先生」と呼ばれます。自覚と責任のある行動をするようにしてください。

また、教育実習の実施までには、数多くの手続きや連絡を確実に行う必要があります。実際の手続きについては教師教育リサーチセンターからの指示をもとに各自で責任を持って行ってください。自己判断による行動や、手続きに漏れ等が生じた場合、教育実習の受講ができなくなることもあります。

「教育実習」とは、教育職員免許状取得のための必修科目です。通常の講義科目とは異なり、教育の現場において一定期間「教員としての実務」に就くことを中心に、ガイダンスや事前指導を受講し、所定の要件をすべて満たして初めて単位を修得することができます。

大学在学中に、関係する科目の学修をしていても、免許状の取得前でありながら授業を担当する機会を与えられ、専門職と同等の経験ができる「現場実習」は教職課程以外にはありません。また、その対象は日々成長・発達をとげつつある幼児・児童・生徒なので、甘えや怠慢が許されるはずはありません。意識の上ではひとりの教師・社会人としての覚悟が必要です。

1 心得

- 「教育実習」は、特殊できわめて重要な科目です。実習校だけではなく、都道府県および市区町村の教育委員会との対外的な関係もあります。
- また、現場実習では、幼児・児童・生徒から「先生」と呼ばれるという特殊な立場でもあり、幼児・児童・生徒に対する影響も大きいということを決して忘れないでください。さらに、実習校・園では、他大学からの実習生と比較されたうえで、本学の学生として評価されることも、しっかり心得ておいてください。

2 目的

- 教育実習は、大学で学んだ教育に関する知識・技術を、教育の現場で実際に行い、直接肌で感じ、身をもって検証する機会です。校長・園長先生をはじめとする多くの教職員の指導を受けながら、「先生」と呼ばれるという立場で経験することになります。
- たんに教師の仕事の「見習い訓練」をするのではなく、幼児・児童・生徒への教科の学習や、さまざまな行事やクラブ活動等の課外活動を支援する教師としての役割を体験し、幼児・児童・生徒たちとの理解をふまえた交流の在り方を模索し、学校という社会的制度の維持運営の課題を認識するなど、公教育に関して実践的・多面的に学ぶことを目的とするものです。
- また、この現場実習を通じて、教師としての適性を判断したり、教職を志望していくうえでの課題をつかんだりすることもきわめて重要となります。

3 教育実習の時期と日数

- 教育実習期間は実日数10日間（2週間）とする。
- 「教育実習」開始までに小学校・中学校・高等学校の場合は、「学校体験活動A・B」、幼稚園の場合は「教育・保育体験活動A・B」を実施済のこと。

[文・農・工・芸術学部]

希望する免許種		実習校種	中学校・高等学校	小学校
文・農・工学部	【中・高1種のみ】	【4年次】	5～6月	
	【中・高1種】 + 【小学校2種（ダブル免）】			【4年次】10～11月
芸術学部	【中・高1種】	【3年次】	10～11月	
	【中・高1種】 + 【小学校2種（ダブル免）】			【4年次】10～11月

[教育学部]

希望する免許種		実習校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
教育学部	【小学校1種のみ】	【4年次】		5～6月		
	【小学校1種（ピーク免）】 + 【中学校2種（ダブル免）】				中学校2種（ダブル免）の教育実習は免除	
	【中・高1種（ピーク免）】 + 【小学校2種（サブ免）】			【4年次】10～11月	【4年次】5～6月	
	【幼稚園1種】 + 【小学校1種】	【幼稚園で実習を行う場合】		【小学校で教育実習を行う場合】		
発達・乳幼児学科		【4年次】5～6月		【4年次】5～6月		
	【幼稚園1種】	【4年次】5～6月				

4 教育実習の進め方

① 実習校・実習園の決定（教育実習校・実習園開拓）

1. 幼稚園

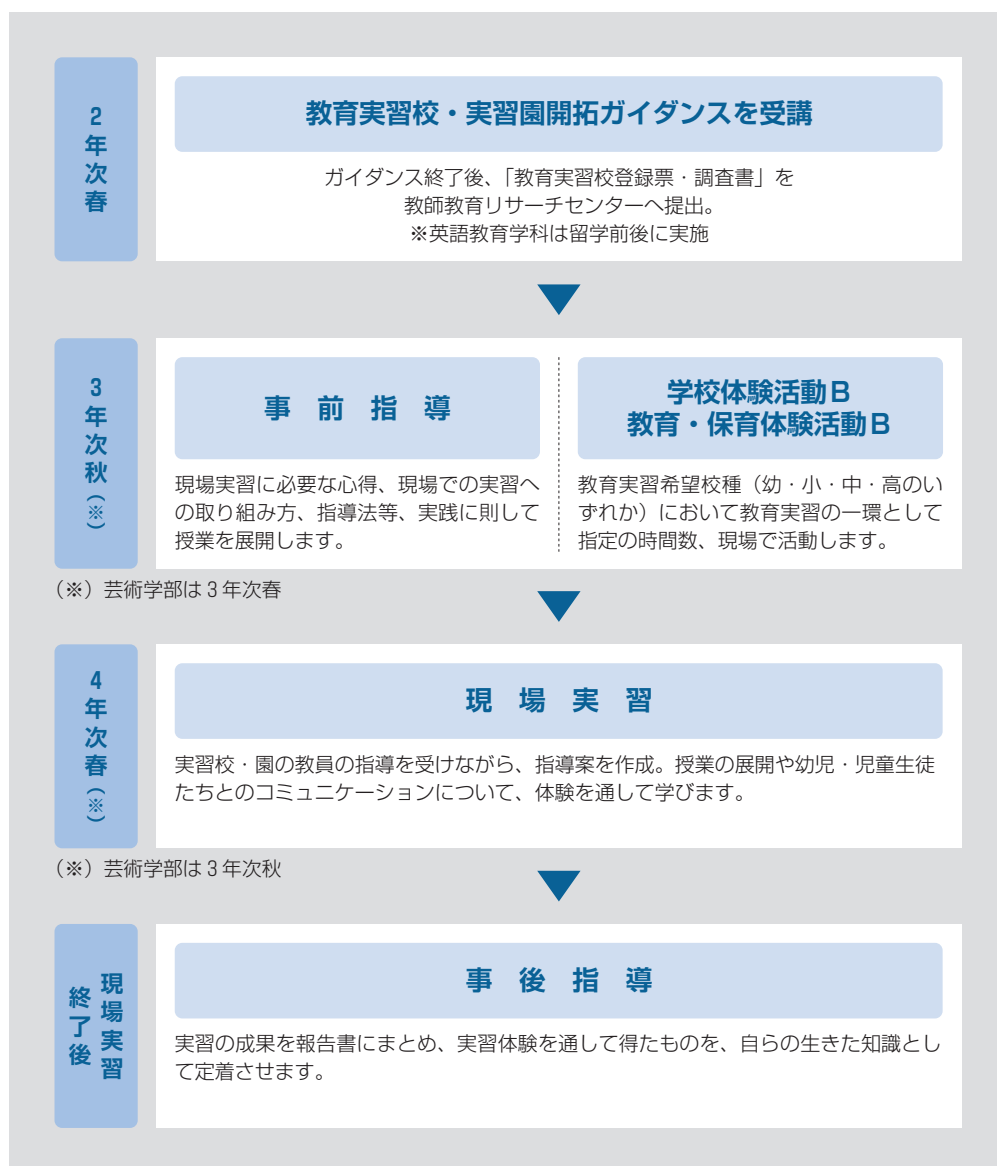
原則として、本人の希望を基に大学が配当します。

詳細は、教育実習園開拓ガイダンス（2年次）にて説明します。

2. 小学校・中学校・高等学校

- 教育実習と教員採用は密接に関連しているため、自分が教員として働きたいと思う学校種・地域（教員採用試験を実施している都道府県ならびに政令指定都市）で行うのが望ましいでしょう。
- 基本的には実習生自身が実習依頼を行います。ただし、一部地域では大学が取りまとめて教育委員会に申請を行う場合があります。
- 詳細は、教育実習校開拓ガイダンス（2年次春）にて説明します。

② 実習までのスケジュール



③ 留意事項

- 教育実習は「教育」の実習ですから、「授業」の実習だけでなく、あらゆる教育の仕事について実習します。勤務は「教育実習ガイド」に従い厳正でなければなりません。
- 実習生は実習校・園の方針に基づいて行動しなければなりません。ひとりよがりな考え方や行動によって、実習校・園の幼児・児童・生徒に影響を与えることは許されません。
- 実習生はそれぞれクラスに配属されます。実習中は「幼児・児童・生徒理解」を深め、人間的接触の機会を多くもつよう努力しなければなりません。特別活動にも積極的に参加すべきです。
- 実習生は授業を担当するたびに学習指導案を作成します。その作成にあたっては、実習校・園の指導教諭の指導を受けなければなりません。授業終了後は進んでその指導を受け、的確な反省を行い、次の授業運営の向上を目指さなければなりません。
- 実習生は日々の勤務や仕事の内容を「実習日誌」に詳細に記録し、実習校・園の指導教諭に提出しなければなりません。

8 教員採用試験

「教諭」として教壇に立つためには、教育職員免許状を取得したうえで公立・私立を問わず採用試験（選考）に合格する必要があります。

教員採用試験に向けて、最新かつ正しい情報を入手することが大切です。ぜひ、積極的に教職サポートルームを活用してください。また昨今の教員採用試験では「教師の資質」が厳しく問われており、面接等に選考の重きを置く「人物重視の傾向」が年々強まってきていますので筆記試験の勉強だけでなく日々自分を磨く努力をしましょう。

1 公立学校

- 公立学校における教員採用試験は、正式には「教員採用候補者選考試験（検査）」といい、さまざまな試験を実施して、教員の候補者として適した人材を選抜する試験です。多くの課題を抱える近年の学校教育においては優れた教師の確保が重要となっており、最近の教員採用試験では人物を重視する傾向にあります。

2 教員採用数と競争率

- 現在の教員採用試験は、競争率が低い傾向にあります。
- 採用状況は地域差が大きく、毎年発表される各自治体の採用者数や競争率を確認するようにしましょう。
- 地域間格差に加え、校種間でも競争率には大きな差が生じています。小学校の競争率は2.0倍、中学校の現在の競争率は全国平均で3.2倍程度に緩和されています。これに対し高等学校は教科にもよりますが依然として5.0倍程度の厳しい競争が続いています。
- いずれにせよ、採用試験を突破するには、計画的な準備と情報収集、そして効率的な試験対策が必要です。また、教員採用試験日の早期化、3年生でも受験が可能な自治体もありますので、受験を希望する自治体について調べるようにしましょう。

3 教員採用試験の内容

- 教員採用試験は基本的に1次試験と2次試験で構成されています（一部の県・政令指定都市は1次・2次の区別なし）。筆記試験中心の1次試験で受験生を最終合格者の1.5倍～3倍にまで絞り込み、1次試験に合格した人だけが、面接や論作文、実技中心の2次試験に進むことができます。
- 1次試験はおもに、6～7月に行われています。北海道、東北、関東甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州のブロックごとに同じ日に実施されるのが特徴です。もちろん、日程が重複しなければ、いくつかの都道府県ならびに政令指定都市（以下自治体）を併願することもできます。
- 2次試験は8月上旬～9月末にかけて行われます。試験の内容は、おもに面接試験や論作文試験、実技試験が行われますが、自治体によっては教養試験や専門試験を実施する場合もあります。試験の結果は9月初旬～10月中旬に発表され、合格（最終合格）すると「教員候補者名簿」に登載されます。

- 採用試験では、次のような内容が1次試験と2次試験に振り分けられて実施されています。ただし、自治体ごとに形式や傾向は異なるので注意してください。

試験名	試験内容
筆記試験	教養試験と専門試験が行われます。教養試験は、教職に関する知識を問う教職教養と、一般的な知識を問う一般教養からなります。また専門試験は、志望する校種・教科に関する内容について出題されます。
論作文試験	教育論や実践的な指導方法のテーマを課し、受験者の人物像や教師としての考え方・資質を評価します。
面接試験	個人面接・集団面接・集団討論・模擬授業・場面指導など、さまざまな形態で行われます。最近は教員としての資質能力を兼ね備えているかを重視する傾向にあり、面接試験のウェイトが大きくなっています。そのため、2～3回面接を行ったり、模擬授業や場面指導を取り入れたりして、受験者の人物像や教師としての資質能力を多角的に評価します。
実技試験	小学校の音楽や体育、中学校・高校の英語・音楽・美術・家庭・保健体育・工業・商業などの教科・科目で行われます。その教科・科目に関わる基本的な技術・技能を有しているかを判断します。
適性試験	教員の資質として要求される諸々の特性について、客観的に調べるために実施されます。主に、クレペリン検査・Y-G性格検査・MMPⅠ（ミネソタ多面人格目録）などが用いられます。

4 試験の合格と採用

- 教員採用試験は、試験結果の上位者から順に「教員候補者名簿」に登載され、教員需給を調整したうえで候補者名簿の中から採用内定が出されます。したがって、最終合格者数が教員需要数を上回った場合は採用されないことになります。ただし、候補者名簿は1年間有効ですので、採用されなかった場合でも、その期間内に教員の欠員が生じたときには採用されることがあります。しかし、採用がなかった場合は、次年度の試験を再受験しなければなりません。最近では、候補者名簿に登載された者は採用年度4月1日に採用となる自治体が増えてきています。また、その年度の採用試験において採用されなかった2次試験不合格の上位者に対して、次年度の臨任教員としての採用や1次試験を免除するといった特別な措置をとる自治体が増えてきています。
- なお採用内定者については、市区町村教育委員会や学校長による面談を行った後、本採用・赴任校が決定します。

5 私立学校（園）

- 私立学校（園）における教員採用試験は、校種や自治体によって異なりますので、希望する学校（園）の求人があるのか、求人がある場合にはどんな選考試験を行うのか、ホームページ等から情報を収集しなければなりません。また教師教育リサーチセンターに届いた求人票から、情報収集するのも良いでしょう。いずれにしても、公立学校のように定期的に採用があるのではなく、欠員が出た場合の補充採用となりますので、積極的に行動する必要があります。
- *私学適性検査の受験が必須の場合、学校（園）が独自で行う採用試験とは別に、私学適性検査を受検しなければなりません。

6 教員・保育士 就職支援プログラム（通学課程）

●＝おもな対象学年 ○＝希望者は参加が可能（事前申請）

区分	講 座 名	対象学年			
		1年次	2年次	3年次	4年次
教育委員会等学内説明会	教育委員会 学内説明会（春季/秋季・冬季） （東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・ 埼玉県・さいたま市・千葉県千葉市・茨城県 など）	○	●	●	●
	東京教師養成塾 募集説明会（東京都）【教育学部対象】	○	●	●	
	かながわティーチャーズカレッジ 学内説明会（神奈川県）	●	●	●	○
	よこはま教師塾「アイ・カレッジ」学内説明会（横浜市）	○	●	●	●
	さがみ風っ子教師塾 学内説明会（相模原市）	○	●	●	●
	しずおか教師塾 学内説明会（静岡市）	○	●	●	●
	私立学校就職ガイダンス	●	○	○	○
	私立幼稚園・保育士・社会福祉施設就職ガイダンス			○	●
	臨時的任用教職員・大学院進学ガイダンス				●
採用試験対策	教員・保育士就職講座	●	●	●	●
	論作文講座	●	●	●	
	面接対策講座		●	●	
	大学推薦者ガイダンス			●	●
	公立学校1次・2次試験対策講座（小中高）			○	●
	公立集中対策講座（幼・保）				●
	合格者ガイダンス				●
	筆記試験対策【じぶんゼミ】（一般教養）		●	○	
	筆記試験対策【じぶんゼミ】（専門教養）	●	○	○	
	筆記試験対策【じぶんゼミ】（教職教養）	●	○	○	
	教員採用試験模擬試験（トライアル模試）	●	●		
	教員採用試験模擬試験（プレ模試）	●	●	●	●
	教員採用試験模擬試験（全国模試）	○	○	○	○
	教員採用試験模擬試験（首都圏・自治体別模試）	○	○	○	○
	保育士就職模擬試験	○	○	○	○
就職支援	幼保ピアノ実技対策	○	●	●	○
	教職サポートルーム相談室（個別相談）	●	●	●	●
	自主学修室・グループ学修室	○	○	○	○

* 講座によっては別途受講料が必要となるものがあります。
詳細については、UNITAMA等の掲示にて確認してください。

Ⅲ

教育職員免許状 取得のための 履修案内

1 教科及び教科の指導法に関する科目	30
2 教育の基礎的理解に関する科目等	30
3 大学が独自に設定する科目	30
4 免許法施行規則第66条の6に定める科目	30

■ 文学部	32
■ 農学部	39
■ 工学部	46
■ 教育学部	59
■ 芸術学部	77
ダブル免許プログラム	84

1 教科及び教科の指導法に関する科目

* 幼稚園免許の場合は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」となります。

免許の種類ごとに定められている規則に従い、必要な単位数を修得すること。

* 余剰単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることができます。

* 各教科の指導法は、取得しようとする免許の教科以外の科目を余剰単位として、「大学が独自に設定する科目」に充ててはできません。

2 教育の基礎的理解に関する科目等

免許の種類ごとに定められている規則に従い、必要な単位数を修得すること。

* 余剰単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることができます。

* 「教育実習」3単位分を修得した場合、他の免許種で「教育実習」3単位で要件を満たすときには流用できます。ただし、2単位分を「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位として、「大学が独自に設定する科目」に充ててはできません。

3 大学が独自に設定する科目

「大学が独自に設定する科目」または最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて幼1種＝14単位、幼2種・小1種・2種＝2単位、中1種・2種＝4単位、高1種＝12単位以上修得してください。

■ 大学が独自に設定する科目の履修方法について

免許種別		必要 単位数	必修科目	選択科目の履修方法
幼稚園	1種	14	「全人教育論」 (2単位)	① 「全人教育論」(必修)に加え、「大学が独自に設定する科目」の中から選択して履修 ② 「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の余剰単位で充当 ③ 「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位で充当
	2種	2		
小学校	1種	2		「介護等体験」(必修)を履修
	2種	2		
中学校	1種	4		① 「全人教育論」(必修)に加え、「大学が独自に設定する科目」の中から選択して履修 ② 「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位で充当 ③ 「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位で充当 ④ 中学免許取得希望者は「介護等体験」(必修)を履修
	2種	4		
高等学校	1種	12		

4 免許法施行規則第66条の6に定める科目

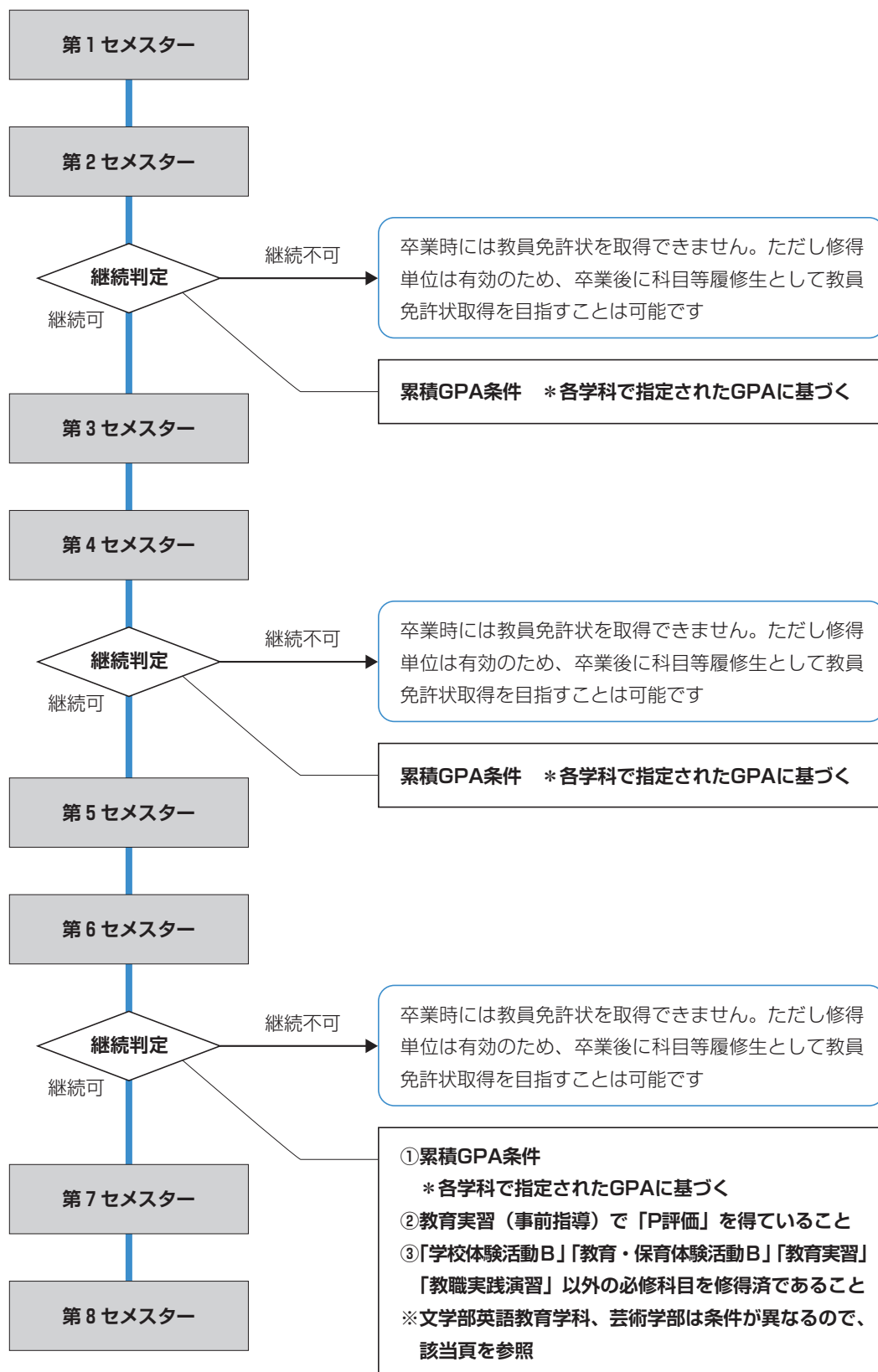
日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・数理・データ活用及び人工知能に関する科目または情報機器の操作の各カテゴリーから、学部・学科ごとに定められている科目を合計8単位以上修得すること。

* 余剰単位があったとしても、「大学が独自に設定する科目」等に充ててはできません。

教職課程受講継続チェックについて

教職課程は、各セメスター終了時に各学科の教職課程受講条件に基づき、継続ができるかどうかの判定が行われます。

注：下記条件は1例です。条件は学部学科により異なります。



文学部

■ 国語教育学科 教職課程受講条件

受講許可基準	第1 Semester	入学時に「国語教員養成コース」を選択し、かつ、入学後に4月中に実施される「教職課程受講ガイダンス」に出席のうえ、受講申請書を期日までに提出していること ⁽¹⁾
	第2 Semester 終了時	累積GPA2.30以上であること
	第4 Semester 終了時	累積GPA2.50以上であること ⁽²⁾
継続判定基準	第4 Semester 終了時 ⁽³⁾	① 累積GPA2.50以上であること
	第6 Semester 終了時 ⁽³⁾	① 累積GPA2.50以上であること ② 教育実習（事前指導）で「P評価」を得ていること ③ 「国語科指導法Ⅰ」を修得済であること ④ 「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目のうち、「学校体験活動B」「教育実習」「教職実践演習」以外を修得済みであること

- (1) 「教職課程の受講登録・継続申請」については当該ページを参照のこと。第3 Semester以降に教職課程の受講開始を希望する場合にも、受講登録の申請が必要である。
- (2) 第2 Semester終了時までに教職課程の受講や継続等に関する手続きを行いながら、第2 Semester終了時に受講許可基準を満たせなかった者は、指定の期日までに所定の手続きを行った場合に限り、第4 Semester終了時に再度受講判定を受けることができる。受講許可基準を満たした場合、第5 Semesterより教職課程の受講が認められる。ただし、単位修得状況によって卒業時期が遅くなる場合もある。
- (3) 第4 Semester・第6 Semester終了時にこの基準を満たした者は、第7 Semester以降に教育実習を行うことができる。基準を満たせなかった場合は、「国語教員養成コース」を継続することは可能だが、教育実習を行うことができず、卒業時に教員免許状を取得することができない。

* 転・編入生や転学部・転学科生など特別な判断が必要とされる学生についてはこの限りではありません。

■ 英語教育学科 教職課程受講条件

受講許可基準	第1 Semester	入学時に「英語教員養成コース」を選択し、かつ、入学後に4月中に実施される「教職課程受講ガイダンス」に出席のうえ、受講申請書を期日までに提出していること ⁽¹⁾
	第2 Semester 終了時 ⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾	① 「ELF Communication for Teachers」(2単位) 及び ELF200番台以上の科目の中から2単位を修得していること ② 累積GPAが2.30以上であること
継続判定基準	第6 Semester 終了時 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾	① 累積GPAが2.40以上であること ② IELTS5.5以上、TOEIC® L&R700点以上、TOEFLIBT70以上、英検準1級以上のいずれかを取得していること (IPテストは不可)。ただし、大学入学後に取得したものに限る。 ③ 「教育実習（事前指導）」で「P評価」を得ていること ④ 「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目のうち「特別支援教育」「特別活動の理論と方法」「学校体験活動B」「教育実習」「教職実践演習」以外を修得済みであること ⑤ 「英語科指導法Ⅰ」及び「英語科指導法Ⅱ」を修得済みであること

- (1) 「教職課程の受講登録・継続申請」については当該ページを参照のこと。第2 Semester以降に教職課程の受講開始を希望する場合にも、受講登録の申請が必要である。
- (2) 第2 Semester終了時にELFコミュニケーションコースから英語教員養成コースにコース変更する場合、この継続判定基準を満たしていることが必要である。なお、コースを変更すると卒業要件が変わるので注意すること。
- (3) 第2 Semester終了時に継続判定基準に抵触し、かつ第4 Semesterから学科の留学プログラムに参加する場合、第5 Semester終了時に再判定を受けることができる。その際の基準は、第2 Semester終了時の継続判定の基準と同一のものをを用いる。再判定を希望する場合は、第5 Semesterの7月末日までにその旨を教職担当まで申し出ること。第5 Semester終了時に継続許可基準を充足した場合、第6 Semesterより教職課程を受講することができる。ただし、単位の修得状況によっては、卒業時に教育職員免許状の取得ができない可能性がある。
- (4) 第2 Semester終了時に継続判定基準に抵触すると同時に、学科の留学許可条件に抵触して留学が1年延期となる場合は、第4 Semester終了時に再判定を受けることができる。その際の基準は、第2 Semester終了時の継続判定の基準と同一のものをを用いる。再判定を希望する場合は、第4 Semesterの12月末日までにその旨を教職担当に申し出ること。第4 Semester終了時に継続許可基準を充足した場合、第5 Semesterより教職課程を受講することができる。ただし、単位の修得状況等によっては、卒業時に教育職員免許状の取得ができない可能性がある。
- (5) 第6 Semester終了時にこの継続判定基準を満たした者は、第7 Semester以降に教育実習を行うことができる。基準を満たせなかった場合、または判定を受けなかった場合は、教育実習を行うことができず、卒業時に教育職員免許状を取得することができない。
- (6) 転・編入生や転学部・転学科生など特別な判断が必要とされる学生についてはこの限りではありません。

教科及び教科の指導法に関する科目

■ 中学校教諭 1 種免許状

■ 高等学校教諭 1 種免許状

国 語

文学部 国語教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	高 1	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	中28 高24	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	2	20	20	
			国文学（国文学史を含む。)	2			
			漢文学	2			
			書道（書写を中心とする。)	2			
			各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	2			
				2			
				2			
				2			
				2			
				2			
				2			
			2				
			2				
			2				
			2				
		2					
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						
	2						

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 中学校 1 種のみ必修。

* 高等学校教諭 (国語) 1 種免許状を取得する場合に、「書写」は、高等学校教諭 (国語) 1 種免許状取得のための「教科及び教科の指導法に関する科目」ではないため、「大学が独自に設定する科目」に充てることができません。

※② 「国語科指導法Ⅲ・Ⅳ」は、中学校 1 種のみ必修。高等学校 1 種免許申請の場合は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができます。

※③ 「国語科指導法」は、原則Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの順序で履修してください。

〔注〕上表に掲げられる科目の一部にユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、国語教育学科が指定する科目 (国語教育学科の授業時間割に掲載されているユニバーシティ・スタンダード科目) を履修してください。

教科及び教科の指導法に関する科目

■ 中学校教諭 1 種免許状

■ 高等学校教諭 1 種免許状

英 語

文学部 英語教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	高 1		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	○English Phonetics	1	20	18		
			○English Grammar	2				
			Introduction to Language Studies	2				
			○English in Global Contexts	2				
			Issues in Second Language Acquisition	2				
			Issues in Applied Linguistics	2				
			Language Testing	2				
			Current Issues in Applied Linguistics	2				
			Language Teaching in Asia	2				
			Language and Society	2				
			Teaching English to Children	2				
			Issues in English Linguistics	2				
			○British and American Literature	2				
			Special Studies in American Literature	2				
			Special Studies in British Literature	2				
			Language through Contemporary English Literature	2				
			ELF Communication for Teachers	2				
			○Basic Academic English Skills A	2				
			○Basic Academic English Skills B	2				
			Career English	2				
			Speaking Workshop	2				
			○Multiculturalism in English-speaking Areas	2				
			○英語科指導法Ⅰ	2	8	6	小中免のみ	※①
			○英語科指導法Ⅱ	4				
			○英語科指導法Ⅲ	2			※②	
		中28 高24	免許状取得に必要な単位数		28	24		

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「英語科指導法」は、原則Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの順序で履修すること。

※② 第6セメスター終了時の教職課程継続判定に抵触した学生は、「英語科指導法Ⅲ」を履修することができない。

「英語科指導法Ⅲ」は、中学校教諭1種免許状を取得する場合のみ必修。

高等学校教諭1種免許状のみを取得する場合は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができる。

■ 小学校教諭 2 種免許状

文学部 英語教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
教科及び教科の指導法に関する科目※①	教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	16	国語	—	8	
		社会		社会	—		
		算数		算数	—		
		理科		理科	—		
		生活		生活	—		
		音楽		音楽	—		
		図画工作		図工	—		
		家庭		家庭	—		
		体育		体育（小）	—		
		外国語		外国語（英語）	—		
	○English Grammar			2			
	○British and American Literature			2			
	○Basic Academic English skills A			2			
	○Basic Academic English skills B			2			
	○国語科指導法			2	14		
	○社会科指導法			2			
	○算数科指導法		2				
	○理科指導法		2				
	生活科指導法		—				
	○音楽科指導法	2					
○図工科指導法	2						
家庭科指導法	—						
体育科指導法	—						
外国語（英語）指導法	—						
○英語科指導法Ⅰ	2						
			免許状取得に必要な単位数		22		

○印は必修科目

免許法施行規則により、中高免許取得のために修得した単位をあてることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を特別学期（サマーセッション・ウィンターセッション）で開講されている科目を履修することにより、免許が取得できます。

※① 「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

教育の基礎的理解に関する科目等

■ 中学校教諭 1 種免許状

■ 高等学校教諭 1 種免許状

文学部 国語教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	高 1	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	2	11	11	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教育哲学	2			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教職概論	2			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育の制度と経営	2			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育社会学	2			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○学習・発達論	2			
			教育心理学	2			
			発達心理学	2			
			○特別支援教育	1			
			○教育課程編成論	2			
道徳、総合的な学習の時間等の指導、及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高 8	○道徳教育の理論と方法	2	10	8	※①
	総合的な学習（探究）の時間の指導法		○総合的な学習の時間の理論と方法	1			
	特別活動の指導法		○特別活動の理論と方法	1			
	教育の方法及び技術		○教育方法・技術論	1			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		○ICT活用の理論と実践	1			
	生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導の理論と方法	2			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	2			
教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3	○教育実習（中学校・高等学校）	3	3	3	※②
	学校体験活動		○教育実習（高等学校）	3	—	3	
			○学校体験活動A（中学校・高等学校）	1	2	—	※③
			○学校体験活動B（中学校・高等学校）	1		—	
			学校体験活動C（中学校・高等学校）	1	1	—	
			学校体験活動D（中学校・高等学校）	1	1	—	
	教職実践演習			2	2	2	
中学校		27	免許状取得に必要な単位数	国 語	28	24	
高等学校		23		英 語			

○印は必修科目

「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「道徳教育の理論と方法」は、中学校 1 種のみ必修。高等学校 1 種免許申請の場合は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※② 中学校・高等学校の免許を両方取得希望の場合、実習先の校種にかかわらず、「教育実習（中学校・高等学校）」を履修してください。

※③ 「学校体験活動A・B」は中学校免許の必修のため、高等学校 1 種免許のみ申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

■ 中学校教諭 1 種免許状
■ 高等学校教諭 1 種免許状
■ 小学校教諭 2 種免許状

文学部 英語教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位			備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	高 1	小 2	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	中10 高 8 小 6	○教育原理	2	11	11	11	
	教育哲学		2					
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	2				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育の制度と経営	2				
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育社会学	2				
			○学習・発達論	2				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育心理学	2				
			発達心理学	2				
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	○特別支援教育	1						
	○教育課程編成論	2						
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高 8 小 6	○道徳教育の理論と方法	2	10	8	10	※①
	総合的な学習（探究）の時間の指導法		○総合的な学習の時間の理論と方法	1				
	特別活動の指導法		○特別活動の理論と方法	1				
	教育の方法及び技術		○教育方法・技術論	1				
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		○ICT活用の理論と実践	1				
	生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導の理論と方法	2				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	2				
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法							
教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3 小 5	○教育実習（中学校・高等学校）	3	3	3	—	} ※②
	○教育実習（高等学校）		3	—	3	—	} ※④	
	○教育実習（副）		3	—	—	3		
	○学校体験活動A（中学校・高等学校）		1	2	—	—		} ※④
	○学校体験活動B（中学校・高等学校）		1		—	—		
	学校体験活動C（中学校・高等学校）		1	1	—	—		
	学校体験活動D（中学校・高等学校）		1	1	—	—		
	○学校体験活動A（小学校・中学校）		1	2	—	2		小免取得者のみ※⑤
	○学校体験活動B（小学校・中学校）		1		—			
	教職実践演習		2	2	2	2	2	
中 学 校		27	免許状取得に必要な単位数		28	24	28	
高等学校		23						
小 学 校		19						

○印は必修科目

「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

- ※① 「道徳教育の理論と方法」は、中学校 1 種、小学校 2 種のみ必修。高等学校 1 種免許の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。
- ※② 中学校・高等学校の免許を両方取得希望の場合、実習先の校種にかかわらず「教育実習(中学校・高等学校)」を履修してください。
- ※③ 小学校免許希望者は中学校・高等学校免許のために履修する「教育実習（中学校・高等学校）」に加えて「教育実習（副）」を履修してください。
- ※④ 「学校体験活動A・B（中学校・高等学校）」は中学校免許の必修のため、高等学校 1 種免許のみ申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。
- ※⑤ 「学校体験活動A・B（小学校・中学校）」は小学校・中学校免許の必修のため、高等学校 1 種免許のみ申請の場合は「大学が独自に設定する科目」に充てることができません。

大学が独自に設定する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状
- 小学校教諭 2 種免許状（英語教育学科）

文学部 国語教育学科・英語教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位			備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	小 2	
大学が独自に設定する科目	中 4 高12	○全人教育論	2	4	12	2	
		異文化理解と教育	2			国語教育学科のみ 国語教育学科のみ	
		生命と性の教育	2				
		情報メディアの活用	2			高 1 種のみ	
		教職演習A	1				
		道徳教育の理論と方法	2			—	
		教育インターンシップA※①	2				
		教育インターンシップB※①	2				
		教育インターンシップC※①	1				
		教育インターンシップD※①	1				
		スクールインターンシップA	2				国語教育学科のみ
		スクールインターンシップB	2				国語教育学科のみ
		スクールインターンシップC	2				国語教育学科のみ
		School Internship A	2				英語教育学科のみ
		School Internship B	2				英語教育学科のみ
		School Internship C	2				英語教育学科のみ
		教育現場研究	2				国語教育学科のみ
		○介護等体験※②	2				中学校のみ
		学校経営と学校図書館	2				国語教育学科のみ
		学校図書館メディアの構成	2				国語教育学科のみ
		学習指導と学校図書館	2				国語教育学科のみ
		読書と豊かな人間性	2				国語教育学科のみ
免許状取得に必要な単位数				4	12	2	

○印は必修科目
「大学が独自に設定する科目」には上記の他に、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位を充てることができます。
※① 受講にあたっては条件があります。ガイダンス時の指示に従うこと。
※② 中学校 1 種のみ必修

免許法施行規則第66条の 6 に定める科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状
- 小学校教諭 2 種免許状（英語教育学科）

文学部 国語教育学科・英語教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位			備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	小 2	
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	2	2	
体育	2	○健康教育	1	2	2	2	
		○体育	1				
外国語コミュニケーション	2	○ELF Communication for Teachers	2	2	2	2	
数理・データ活用及び 人工知能に関する科目	2	データ処理	2	2	2	2	※
		統計学入門	2				
		マルチメディア表現	2				
		ネットワーク入門	2				
情報機器の操作	2	情報科学入門	2				
	8	免許状取得に必要な単位数		8	8	8	

○印は必修科目
「免許法施行規則第66条の 6 に定める科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てられません。
※「数理・データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」より 2 単位以上を修得すること。

農学部生産農学科における教育職員免許状の取得にあたっては、教職課程（理科教育コース）を受講し、所定の条件をすべて充足する必要があります。受講にあたっては入学後の4月中に実施される「教職課程受講ガイダンス」に出席のうえ、受講申請書を期日までに提出していることが必要です。「履修モデル」を参考にして履修計画を立ててください。第6セメスター終了時には「教育実習受講条件チェック」を受けなければなりません（その時点での単位修得状況によって、卒業時期が1年以上遅くなる場合があります）。詳細は、以下の記載内容とともに、『履修ガイド』の教育課程表を参照してください。

教職課程（理科教育コース）受講者は、卒業要件を充足させることにより、卒業することができます。卒業要件は、『履修ガイド』p.82を参照してください。

1 受講条件チェック

第1セメスターにおいて、入学後（4月中）に実施される「教職課程受講ガイダンス」に出席のうえ、受講申請書を期日までに提出していることが必要です。また、「教育実習」（現場実習）を受講するには、第6セメスター終了時に以下の条件を充足していなければなりません。充足できなかった場合は、第7セメスター（4年次）に進めますが、卒業時期は1年以上先に延びます。

- ① 「学校体験活動B」「教育実習」「教職実践演習」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得済みであること。なお、各教科の指導法については、理科のみもしくは理科と農業を取得する者は「理科指導法Ⅰ・Ⅱ」、農業のみの学生は「農業科指導法Ⅰ・Ⅱ」を修得済みであること。
- ② 「教育実習（事前指導）」で「P評価」を得ていること。
- ③ 2年次からの転・編入学生は上記と異なる場合もあります。教職担当教員等と相談の上、各自で確認すること。

2 履修上の留意事項

- ① 「C・F評価」科目の再履修制度のうち、「C評価」を受けた科目の再履修については『履修ガイド』p.84を参照し、履修登録前に必ず教務担当教員の指導を受けたうえで、適切に手続きを行ってください。
- ② 時間割（時間帯・教室など）については変更等をお知らせする場合がありますので、UNITAMAの掲示を十分確認してください。
- ③ 特別教育期間等に実施される科目については、履修上限単位を考慮して履修してください。履修登録・単位認定は授業後の翌学期で、16単位上限に含まれます。
- ④ 教職課程（理科教育コース）受講者は、教育職員免許状以外の資格を取得することは困難です。資格関連の科目履修が可能かどうか、履修上限と時間割を十分に検討し、不明な点についてはクラス担任または教職担当教員に相談してください。

教科及び教科の指導法に関する科目

■ 中学校教諭 1 種免許状

理 科

農学部 生産農学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	物理学	28	○物理学	2	20	
		化学		○化学B	2		
				分析化学	2		
				○有機化学A	2		
				○生化学	2		
				化学実験スキル	2		
		生物学		○生物学B	2		
				分子生物学	2		
				細胞生物学	2		
				動物行動学	2		
	生物実験スキル			2			
	地学	○地学		2			
	物理学実験・化学実験・ 生物学実験・地学実験	○物理学実験		1			
		○基礎化学実験		2			
		○基礎生物学実験		2			
		○地学実験		1			
		生物統計学B		2			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		○理科指導法Ⅰ	2	8	小中免のみ		
		○理科指導法Ⅱ	2				
		○理科指導法Ⅲ	2				
		○理科指導法Ⅳ	2				
		28	免許状取得に必要な単位数		28		

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

ただし、各教科の指導法に関しては取得する免許の教科以外の指導法を「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

(例) 理科(中1種、高1種)に加えて農業(高1種)の免許状を取得しようとする場合、理科の免許状を申請する際には「農業科指導法Ⅰ・Ⅱ」を「大学が独自に設定する科目」の余剰単位として充てることができません。

■ 高等学校教諭 1 種免許状

理 科

農学部 生産農学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	高 1	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	物理学	2	20	
			化学	2		
			分析化学	2		
			有機化学A	2		
			生化学	2		
			化学実験スキル	2		
			生物学B	2		
			分子生物学	2		
			細胞生物学	2		
			動物行動学	2		
	生物学実験スキル		2			
	地学		2			
	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」		1			
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		基礎化学実験	2		
			基礎生物学実験	2		
			地学実験	1		
			生物統計学B	2		
			理科指導法Ⅰ	2	4	小中免のみ
			理科指導法Ⅱ	2		
			理科指導法Ⅲ	2		
			理科指導法Ⅳ	2		
		免許状取得に必要な単位数	24			

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

ただし、各教科の指導法に関しては取得する免許の教科以外の指導法を「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

(例) 理科(中1種、高1種)に加えて農業(高1種)の免許状を取得しようとする場合、理科の免許状を申請する際には「農業科指導法Ⅰ・Ⅱ」を「大学が独自に設定する科目」の余剰単位として充てることができません。

「理科指導法Ⅳ」は中学校1種免許状を取得する場合のみ必修。

高等学校1種免許状のみを取得する場合は「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

教科及び教科の指導法に関する科目

■ 高等学校教諭 1 種免許状

農 業

農学部 生産農学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	高 1		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	農業の関係科目	24	○フィールド実習 A	2	20	
				動物生理学	2		
				緑地保全学	2		
				分類学	2		
				作物学	2		
				応用動物利用学	2		
				野外活動指導法	2		
				果樹園芸学	2		
				植物育種学	2		
				植物病理学	2		
				農薬化学	2		
				農業マーケティング論	2		
				環境と農業	2		
				フィールド実習 B	2		
				フィールド実習 C	2		
				植物生理学	2		
				遺伝子工学	2		
	職業指導			○職業指導（農業）Ⅰ	2	4	
				職業指導（農業）Ⅱ	2		
	各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）			○農業科指導法Ⅰ	2	4	
				○農業科指導法Ⅱ	2		
		24	免許状取得に必要な単位数		24		

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

ただし、各教科の指導法に関しては取得する免許の教科以外の指導法を「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

（例）農業（高 1 種）に加えて理科（中 1 種、高 1 種）の免許状を取得しようとする場合、農業の免許状を申請する際には「理科指導法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を「大学が独自に設定する科目」の余剰単位として充てることができません。

■ 小学校教諭 2 種免許状

農学部 生産農学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考				
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位						
教科及び教科の指導法に関する科目※①	教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	16	国語	—	12				
		社会		社会	—					
		算数		算数	—					
		理科		理科	—					
				○基礎生物学実験	2					
				○化学B	2					
				○生物学B	2					
				○基礎化学実験	2					
				○物理学	2					
				○地学	2					
		生活		生活	—					
		音楽		音楽	—					
		図画工作		図工	—					
		家庭		家庭	—					
	体育	体育（小）	—							
	外国語	外国語（英語）	—							
	各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	国語（書写を含む。）	16	○国語科指導法	2	14				
		社会		○社会科指導法	2					
		算数		○算数科指導法	2					
		理科		理科指導法	—					
				○理科指導法Ⅰ	2					
		生活		生活科指導法	—					
		音楽		○音楽科指導法	2					
		図画工作		○図工科指導法	2					
		家庭		家庭科指導法	—					
		体育		体育科指導法	—					
		外国語		外国語（英語）指導法	2					
		免許状取得に必要な単位数						26		
		16								

○印は必修科目

免許法施行規則により、中高免許取得のために修得した単位をあてることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を特別学期（サマーセッション・ウィンターセッション）で開講されている科目を履修することにより、免許が取得できます。

※① 「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

教育の基礎的理解に関する科目等

■ 中学校教諭 1 種免許状

■ 高等学校教諭 1 種免許状

■ 小学校教諭 2 種免許状

農学部

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位			備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	高 1	小 2	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	中10 高 8 小 6	○教育原理	2	11	11	11	
	教育哲学		2					
	○教職概論		2					
	○教育の制度と経営		2					
	教育社会学		2					
	○学習・発達論		2					
	教育心理学		2					
発達心理学	2							
○特別支援教育	1							
○教育課程編成論	2							
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高 8 小 6	○道徳教育の理論と方法	2	10	8	10	※①
	総合的な学習（探究）の時間の指導法		1					
	特別活動の指導法		1					
	教育の方法及び技術		1					
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		1					
	生徒指導の理論及び方法		2					
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		2					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		2					
教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3 小 5	○教育実習（中学校・高等学校）	3	3	3	—	} ※②
	○教育実習（高等学校）		3	—	3	—		
	学校体験活動		○教育実習（副）	3	—	—	3	} ※④
			○学校体験活動A（中学校・高等学校）	1	2	—	—	
			○学校体験活動B（中学校・高等学校）	1	—	—		
			学校体験活動C（中学校・高等学校）	1	1	—	—	
			学校体験活動D（中学校・高等学校）	1	1	—	—	
			○学校体験活動A（小学校・中学校）	1	2	—	2	
	○学校体験活動B（小学校・中学校）		1	—	—			
	教職実践演習		2	○教職実践演習	2	2	2	2
中 学 校	27	免許状取得に必要な単位数	理科	28	24	28		
高等学校	23		農業	—	24			
小 学 校	19							

○印は必修科目

「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「道徳教育の理論と方法」は、中学校 1 種、小学校 2 種のみ必修。高等学校 1 種免許申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※② 中学校・高等学校の免許を両方取得希望の場合、実習先の校種にかかわらず「教育実習(中学校・高等学校)」を履修してください。

※③ 小学校免許希望者は中学校・高等学校免許のために履修する「教育実習（中学校・高等学校）」に加えて「教育実習（副）」を履修してください。

※④ 「学校体験活動A・B（中学校・高等学校）」は中学校免許の必修のため、高等学校 1 種免許のみ申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※⑤ 「学校体験活動A・B（小学校・中学校）」は小学校・中学校免許の必修のため、高等学校 1 種免許のみ申請の場合は「大学が独自に設定する科目」に充てることができません。

大学が独自に設定する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状
- 小学校教諭 2 種免許状

農学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位			備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	小 2	
大学が独自に設定する科目	中 4 高12	○全人教育論	2	4	12	2	
		異文化理解と教育	2				
		生命と性の教育	2				
		情報メディアの活用	2				
		教職演習A	1				
		道徳教育の理論と方法	2			高 1 種のみ	
		教育インターンシップA※①	2				
		教育インターンシップB※①	2			—	
		教育インターンシップC※①	1				
		教育インターンシップD※①	1				
		○介護等体験 ※②	2			中学校のみ	
		学校経営と学校図書館	2				
		学校図書館メディアの構成	2				
		学習指導と学校図書館	2				
		読書と豊かな人間性	2				
免許状取得に必要な単位数				4	12	2	

○印は必修科目

「大学が独自に設定する科目」には上記の他に、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位を充てることができます。

※① 受講にあたっては条件があります。ガイダンス時の指示に従うこと。

※② 中学校 1 種のみ必修

免許法施行規則第66条の 6 に定める科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状
- 小学校教諭 2 種免許状

農学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位			備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	小 2	
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	2	2	
体育	2	○健康教育	1	2	2	2	
		○体育	1				
外国語コミュニケーション	2	○ELF Communication for Teachers	2	2	2	2	
数理・データ活用及び 人工知能に関する科目	2	データ処理	2	2	2	2	※
		統計学入門	2				
		マルチメディア表現	2				
		ネットワーク入門	2				
		情報科学入門	2				
情報機器の操作							
	8	免許状取得に必要な単位数		8	8	8	

○印は必修科目

「免許法施行規則第66条の 6 に定める科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

※「数理・データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」より 2 単位以上を修得すること。

工学部

工学部では、下記の教育職員免許状を取得することができます。教育職員免許状の取得にあたっては、必要な履修科目があります。

数学教員養成プログラムは、数学教員に必須の代数学、解析学、幾何学といった数学の専門科目を重点的に学びます。単に数学の知識を修得するだけでなく、数学の深い世界に触れ、その楽しさや面白さを自ら理解し、数学の魅力を伝える資質を磨きます。数学を学ぶと同時に、全人教育の理念を実践すべく、知識だけでなく全方位的にバランスのとれた教員を目指します。

① 数学（中学校１種、高等学校１種）

- 工学部の学生は、数学の教育職員免許状を取得することができます。数学の教育職員免許状の取得にあたっては、必要な履修科目がありますので、『教職課程受講ガイド』をよく読んで履修してください。
- ダブル免許プログラムで、中学校・高等学校教諭に加えて小学校教諭２種免許状も併せて取得可能です。

② 技術（中学校１種）

- デザインサイエンス学科の学生は、技術の教育職員免許状を取得することができます。技術の教育職員免許状の取得にあたっては、必要な履修科目がありますので、『教職課程受講ガイド』をよく読んで履修してください。
- ダブル免許プログラムで、中学校教諭に加えて小学校教諭２種免許状も併せて取得可能です。

③ 工業（高等学校１種）

- 情報通信工学科、デザインサイエンス学科の学生は、前記①の数学の教育職員免許状もしくは工業の教育職員免許状を取得することができます。工業の教育職員免許状の取得にあたっては、必要な履修科目がありますので、『教職課程受講ガイド』をよく読んで履修してください。

④ 情報（高等学校１種）

- ソフトウェアサイエンス学科の学生は、前記①の数学の教育職員免許状の他、情報の教育職員免許状を取得することができます。情報の教育職員免許状の取得にあたっては、必要な履修科目がありますので、『教職課程受講ガイド』をよく読んで履修してください。
- ダブル免許プログラムで、高等学校教諭に加えて小学校教諭２種免許状も併せて取得可能です。

■ 教職課程受講条件

受講許可基準 継続判定基準	第1セメスター	入学後に4月中に実施される「教職課程受講ガイダンス」に出席のうえ、受講申請書を期日までに提出していること
	第2セメスター終了時	① 累積GPAが2.40以上であること ② 総合判断※で、教職課程受講継続を許可されていること ※社会通念に照らして教職課程受講継続がふさわしいかどうかを判断
	第3セメスター終了時	数学の場合、数学検定準1級の1次もしくは2次のどちらかに合格していること * 7月末日までに合格証の写しを提出すること。
	第4セメスター終了時	① 累積GPAが2.40以上であること ② 数学の場合、「代数学Ⅰ」「解析学Ⅰ」「解析学Ⅱ」すべてを修得していること ③ 総合判断※で、教職課程受講継続を許可されていること ※社会通念に照らして教職課程受講継続がふさわしいかどうかを判断
	第6セメスター終了時	① 教育実習（事前指導）で「P評価」を得ていること ② 総合判断※で、教職課程受講継続を許可されていること ※社会通念に照らして教職課程受講継続がふさわしいかどうかを判断 ③ 教育実習受講条件を満たしていること ④ 卒業見込みが立っていること

ただし、数学教員養成プログラムの学生に限り、第2セメスター終了時に教職課程継続不可となった学生のうち、次の場合は第3セメスター終了時に再判定を受けられます。

- ① 7月末日までに、教職担当に再判定希望を申し出る
- ② 数学検定準1級に合格していること（7月末日までに合格証の写しを提出すること）

* 2年次からの転・編入学生は上記規定と異なる場合もあります（3年次以降からの転・編入学生は教職課程受講不可）。

■ 教育実習受講条件

教育実習（現場実習）の受講にあたっては、以下の受講条件を充足する必要があります。

- ・「学校体験活動B」「教育実習」「教職実践演習」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得済みであること。ただし、ソフトウェアサイエンス学科生については「特別支援教育」「学校体験活動B」「教育実習」「教職実践演習」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得済みであることとする。
- ・なお、各教科の指導法については、以下の科目を修得済みであること。

教 科	科 目
数学のみもしくは数学と情報	「数学科指導法Ⅰ・Ⅱ」
数学と技術、数学と工業 (いずれもデザインサイエンス学科のみ)	「数学科指導法Ⅰ・Ⅱ」
技術のみもしくは技術と工業で中学実習の場合	「技術科指導法Ⅰ・Ⅱ」
工業のみ	「工業科指導法Ⅰ・Ⅱ」
情報のみ	「情報科指導法Ⅰ・Ⅱ」

また、「数学科指導法Ⅱ」を履修できるのは、第4セメスター開始時に教職課程（数学）受講可の者に限る。

教科及び教科の指導法に関する科目

■ 高等学校教諭 1 種免許状

工業

工学部 情報通信工学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	高 1	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	工業の関係科目	○電気回路入門	2	20	
			○センサ工学	2		
			通信システム	2		
			熱と流れの力学	2		
			コミュニケーションロボット工学	2		
			ロボットプログラミング	2		
			○インテリジェントデバイス入門	2		
			情報理論	2		
			情報工学実験Ⅰ	2		
			情報工学実験Ⅱ	2		
			情報工学実験Ⅲ	2		
			情報工学実験Ⅳ	2		
			エネルギー工学	2		
			○スマートエネルギー	2		
			電磁気学	2		
			応用電子物性	2		
			インターフェース工学	2		
			通信工学	2		
			データサイエンス入門	2		
			○職業指導（工業）Ⅰ	2		
			職業指導（工業）Ⅱ	2		
	職業指導	○工業科指導法Ⅰ	2	4		
		○工業科指導法Ⅱ	2			
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）			免許状取得に必要な単位数		24	
		24				

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修は、情報通信工学科で開講する科目に限ります。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

「大学が独自に設定する科目」は、基本的に「教科及び教科の指導法に関する科目」を規定の24単位より多く修得することによって充足させなければなりません。

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

数 学

工学部 情報通信工学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	高 1	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	中28 高24	代数学	2	20	※①	
			幾何学	2			
			解析学	幾何学Ⅰ		2	
				幾何学Ⅱ		2	
				○解析学Ⅰ		2	※①
				解析学Ⅱ		2	※①
			微分方程式Ⅰ	2			
			微分方程式Ⅱ	2			
			複素解析Ⅰ	2			
			複素解析Ⅱ	2			
			フーリエ解析	2			
			○確率統計学Ⅰ	2			
			確率統計学Ⅱ	2			
			○プログラミングⅠ	2			
			プログラミングⅡ	2			
			数値解析プログラミング	2			
			データサイエンスⅠ	2			
	データサイエンスⅡ	2					
	ビッグデータ解析	2					
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	中28 高24	○数学科指導法Ⅰ	2	中 8 高 4	小中免のみ	
			○数学科指導法Ⅱ	2		} ※②	
○数学科指導法Ⅲ			2				
○数学科指導法Ⅳ			2				
		中28 高24	免許状取得に必要な単位数		中28 高24		

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修は、情報通信工学科で開講する科目に限ります。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

「大学が独自に設定する科目」の中学校 4 単位、高等学校 12 単位は、基本的に「教科及び教科の指導法に関する科目」を規定の中学校 28 単位、高等学校 24 単位より多く修得することによって充足させなければなりません。

※① 第 4 セメスター終了までに修得すること。

※② 「各教科の指導法」の「数学科指導法Ⅳ」は、中学校 1 種のみ必修。高等学校 1 種免許申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

教科及び教科の指導法に関する科目

■ 中学校教諭 1 種免許状

■ 高等学校教諭 1 種免許状

数 学

工学部 ソフトウェアサイエンス学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	高 1	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	中28 高24	代数学		20		※①
			幾何学			※②	
			解析学	○解析学Ⅰ		2	※①
				解析学Ⅱ		2	※①※②
				微分方程式Ⅰ		2	
				微分方程式Ⅱ		2	
				複素解析Ⅰ		2	※②
			複素解析Ⅱ	2			
			フーリエ解析	2			
			○確率統計学Ⅰ	2			
			確率統計学Ⅱ	2		※②	
			○プログラミングⅠ	2			
			プログラミングⅡ	2		※②	
			アルゴリズムとデータ構造	2		※②	
			数値解析プログラミング	2		※②	
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○数学科指導法Ⅰ	2	中 8 高 4	小中免のみ } ※③		
		○数学科指導法Ⅱ	2				
		○数学科指導法Ⅲ	2				
		○数学科指導法Ⅳ	2				
				中28 高24	免許状取得に必要な単位数		中28 高24

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修は、ソフトウェアサイエンス学科で開講する科目に限ります。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

「大学が独自に設定する科目」の中学校 4 単位、高等学校 12 単位は、基本的に「教科及び教科の指導法に関する科目」を規定の中学校 28 単位、高等学校 24 単位より多く修得することによって充足させなければなりません。

※① 第 4 セメスター終了までに修得すること。

※② これら 8 科目より 5 科目必修選択

※③ 「各教科の指導法」の「数学科指導法Ⅳ」は、中学校 1 種のみ必修。高等学校 1 種免許申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

情 報

工学部 ソフトウェアサイエンス学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	高 1	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理	2	20	職業に関する内容を含む。
			コンピュータ・情報処理	2		
			情報システム	2		
			情報通信ネットワーク	2		
			マルチメディア表現・マルチメディア技術	2		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4	○デジタルシチズンシップ	2		
			情報処理技術	2		
			情報科学入門	2		
			○システム工学実験	2		
			論理回路	2		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	○データベース	2		
			○情報システム	2		
			オペレーティングシステム	2		
			○ネットワーク技術Ⅰ	2		
			ネットワーク技術Ⅱ	2		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4	データ通信	2		※①
			情報セキュリティ	2		
			○マルチメディア処理	2		
			コンピュータグラフィックス	2		※②
			イメージプロセッシング	2		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	○情報科指導法Ⅰ	2	4	
			○情報科指導法Ⅱ	2		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4	免許状取得に必要な単位数		24	

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修は、ソフトウェアサイエンス学科で開講する科目に限ります。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

「大学が独自に設定する科目」は、基本的に「教科及び教科の指導法に関する科目」を規定の24単位より多く修得することによって充足させなければなりません。

※① これら3科目より1科目必修選択

※② これら2科目より1科目必修選択

■ 中学校教諭 1 種免許状
■ 高等学校教諭 1 種免許状

数 学

工学部 デザインサイエンス学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	高 1		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	中28 高24	代数学	2	20			
			幾何学	2				
			解析学	○幾何学Ⅰ		2		
				幾何学Ⅱ		2		
				○解析学Ⅰ		2		
				解析学Ⅱ		2		
				微分方程式Ⅰ		2		
				微分方程式Ⅱ		2		工学部共通科目
				複素解析Ⅰ		2		工学部共通科目
			複素解析Ⅱ	2			工学部共通科目	
			フーリエ解析	2			情報通信工学科科目	
			○確率統計学Ⅰ	2				
			確率統計学Ⅱ	2				
			管理会計	2				
			コンピュータ	○プログラミングⅠ		2		
	プログラミングⅡ	2						
	数値解析プログラミング	2			工学部共通科目			
	ビッグデータ解析	2			情報通信工学科科目			
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	中28 高24		○数学科指導法Ⅰ	2	中 8 高 4	小中免のみ	
			○数学科指導法Ⅱ	2	※①			
○数学科指導法Ⅲ			2					
○数学科指導法Ⅳ			2					
		中28 高24	免許状取得に必要な単位数		中28 高24			

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修は、備考欄に注釈記載の科目を除き、デザインサイエンス学科で開講する科目に限ります。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

「大学が独自に設定する科目」の中学校 4 単位、高等学校 12 単位は、基本的に「教科及び教科の指導法に関する科目」を規定の中学校 28 単位、高等学校 24 単位より多く修得することによって充足させなければなりません。

※① 「各教科の指導法」の「数学科指導法Ⅳ」は、中学校 1 種のみ必修。高等学校 1 種免許申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

■ 中学校教諭 1 種免許状

工学部 デザインサイエンス学科

○印は必修科目
「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修は、備考欄に注釈記載の科目を除き、デザインサイエンス学科で開講する科目に限ります。
「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。
「大学が独自に設定する科目」の中学校 4 単位、高等学校12単位は、基本的に「教科及び教科の指導法に関する科目」を規定の中学校28単位、高等学校24単位より多く修得することによって充足させなければなりません。

■ 高等学校教諭 1 種免許状

工業

工学部 デザインサイエンス学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	高 1	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	工業の関係科目	○デザインサイエンス入門 (デザイン史を含む)	2	20	
			○デザインサイエンスプログラミング	2		
			○電気回路基礎	2		
			○メカニクス（機械）	2		
			デザインサイエンス演習 (デッサンを含む)	2		
			デジタルファブリケーション入門	2		
			デザインサイエンス実験	1		
			スケッチとドラフティング	1		
			機構デザイン	2		
			デジタルファブリケーション	2		
			メカニクス（材料）	2		
			人間工学	2		
			データサイエンスⅠ	2		
			知的財産権の基礎	2		
			メカニクス（流体）	2		
			金属加工実習	2		
			ドラフティング応用	1		
			バイオミメティクス	2		
			自然科学実験	1		
			ソフトエネルギー	2		
			プロダクトデザイン	2		
			メカトロニクス	2		
			メカトロニクス演習	2		
			モデリングとシミュレーション	2		
			マテリアルプロセッシング	2		
			電気回路演習	1		
		職業指導	○職業指導（工業）Ⅰ	2	4	
			職業指導（工業）Ⅱ	2		
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○工業科指導法Ⅰ	2	4		
		○工業科指導法Ⅱ	2			
		24	免許状取得に必要な単位数		24	

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修は、デザインサイエンス学科で開講する科目に限ります。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

教科及び教科の指導法に関する科目

■ 小学校教諭 2 種免許状

工学部

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
教科及び教科の指導法に関する科目※①	教科に関する専門的事項	国 語（書写を含む。）	16	国語	—	8	デザインサイエンス学科のみ
		社 会		社会	—		
		算 数		算数	—		
				○代数学Ⅰ	2		
				○幾何学Ⅰ	2		
				○確率統計学Ⅰ	2		
				○プログラミングⅠ	2		
		管理会計		2			
		理 科		理科	—		
		生 活		生活	—		
		音 楽		音楽	—		
		図画工作		図工	—		
		家 庭		家庭	—		
		体 育		体育（小）	—		
		外国語		外国語（英語）	—		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）	国 語（書写を含む。）		○国語科指導法	2	14	
		社 会		○社会科指導法	2		
		算 数		算数科指導法	—		
		理 科		○数学科指導法Ⅰ	2		
		生 活		理科指導法	2		
		生 活		生活科指導法	—		
		音 楽		○音楽科指導法	2		
		図画工作		○図工科指導法	2		
		家 庭		家庭科指導法	—		
		体 育		体育科指導法	—		
外国語	外国語（英語）指導法	2					
		免許状取得に必要な単位数	22				

○印は必修科目

免許法施行規則により、中高免許取得のために修得した単位をあてることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を特別学期（サマーセッション・ウィンターセッション）で開講されている科目を履修することにより、免許が取得できます。

※① 「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

教育の基礎的理解に関する科目等

■ 中学校教諭 1 種免許状

■ 高等学校教諭 1 種免許状

■ 小学校教諭 2 種免許状

工学部

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位			備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	高 1	小 2	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	中10 高 8 小 6	○教育原理	2	11	11	11	
	教育哲学		2					
	○教職概論		2					
	○教育の制度と経営		2					
	教育社会学		2					
	○学習・発達論		2					
	教育心理学		2					
	発達心理学		2					
○特別支援教育	1							
○教育課程編成論	2							
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高 8 小 6	○道徳教育の理論と方法	2	10	8	10	※①
	総合的な学習（探究）の時間の指導法		1					
	特別活動の指導法		1					
	教育の方法及び技術		1					
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		1					
	○ICT活用の理論と実践		1					
	○生徒・進路指導の理論と方法		2					
	○教育相談の理論と方法		2					
教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3 小 5	○教育実習（中学校・高等学校）	3	3	3	—	} ※②
	○教育実習（高等学校）		3	—	3	—		
	学校体験活動		○教育実習（副）	3	—	—	3	小免取得者のみ※③
			○学校体験活動A（中学校・高等学校）	1	2	—	—	} ※④
			○学校体験活動B（中学校・高等学校）	1		—	—	
			学校体験活動C（中学校・高等学校）	1	1	—	—	
			学校体験活動D（中学校・高等学校）	1	1	—	—	
	○学校体験活動A（小学校・中学校）		1	—		2	小免取得者のみ※⑤	
○学校体験活動B（小学校・中学校）	1	—						
教職実践演習	2	○教職実践演習	2	2	2	2		
中 学 校		27	免許状取得に必要な単位数	技術	28	—	28	
高等学校	23	数学		28	24			
		情報		—				
		工業		—				
小 学 校		19						

○印は必修科目

「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「道徳教育の理論と方法」は、中学校 1 種、小学校 2 種のみ必修。高等学校 1 種免許の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※② 中学校・高等学校の免許を両方取得希望の場合、実習先の校種にかかわらず「教育実習(中学校・高等学校)」を履修してください。

※③ 小学校免許希望者は中学校・高等学校免許のために履修する「教育実習（中学校・高等学校）」に加えて「教育実習（副）」を履修してください。

※④ 「学校体験活動 A・B（中学校・高等学校）」は中学校免許の必修のため、高等学校 1 種免許のみ申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※⑤ 「学校体験活動 A・B（小学校・中学校）」は小学校・中学校免許の必修のため、高等学校 1 種免許のみ申請の場合は「大学が独自に設定する科目」に充てることができません。

大学が独自に設定する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状
- 小学校教諭 2 種免許状

工学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位			備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	小 2	
大学が独自に設定する科目	中 4 高 12	○全人教育論	2	4	12	2	高 1 種のみ
		異文化理解と教育	2			—	
		生命と性の教育	2				
		情報メディアの活用	2				
		教職演習A	1				
		道徳教育の理論と方法	2				
		教育インターンシップA※①②③	2				
		教育インターンシップB※①②③	2				
		教育インターンシップC※①②③	1				
		教育インターンシップD※①②③	1				
		○介護等体験※④	2				
		免許状取得に必要な単位数			4	12	

○印は必修科目
「大学が独自に設定する科目」には上記の他に、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位を充てることができます。

※① マネジメントサイエンス学科は、「数学検定準 1 級 1 次もしくは 2 次合格済みであること」（2 年次に受講の場合のみに該当）
※② 工学部数学教員養成プログラムは、「数学検定準 1 級 1 次もしくは 2 次合格済みであること」（2 年次に受講の場合のみに該当）
※③ 受講にあたっては条件があります。ガイダンスでの指示に従うこと。
※④ 中学校 1 種のみ必修

免許法施行規則第66条の 6 に定める科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状
- 小学校教諭 2 種免許状

工学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位			備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	小 2	
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	2	2	
体育	2	○健康教育	1	2	2	2	
		○体育	1				
外国語コミュニケーション	2	○ELF Communication for Teachers	2	2	2	2	
数理・データ活用及び 人工知能に関する科目	2	データ処理	2	2	2	2	※
		統計学入門	2				
		マルチメディア表現	2				
		ネットワーク入門	2				
		情報科学入門	2				
		プログラミングⅠ	2				
	8	免許状取得に必要な単位数		8	8	8	

○印は必修科目
「免許法施行規則第66条の 6 に定める科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

※「数理・データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」より 2 単位以上を修得すること。

教育学部

教育学部における教育職員免許状の取得にあたっては、下記の組み合わせであれば第1セメスターから第8セメスターまで指定された科目を修得していくことで、複数の免許取得が可能です。

教育学科	小学校1種	+	幼稚園1種
	小学校1種	+	中学校2種（社会）
	小学校1種	+	中学校2種（保健体育）
	小学校1種	+	中学校2種（英語）※1
	小学校1種	+	中学校2種（国語）※2
	小学校1種	+	中学校2種（数学）※3
	小学校1種	+	中学校2種（理科）※4
	小学校1種	+	中学校2種（音楽）※5
	小学校1種	+	中学校2種（美術）※6
	小学校1種	+	中学校2種（技術）※7
	小学校1種	+	高等学校1種（情報）※8
	幼稚園1種	+	小学校1種
	中学校1種（社会）	+	高等学校1種（地理歴史） + 高等学校1種（公民）
	中学校1種（社会）	+	高等学校1種（地理歴史） + 小学校2種
	中学校1種（社会）	+	高等学校1種（公民） + 小学校2種
	中学校1種（保健体育）	+	高等学校1種（保健体育） + 小学校2種
乳幼児発達学科	幼稚園1種		

- * 成績優秀者の18単位履修制度（『履修ガイド』p.43）を併用することで、2種を1種とするなど上記以外の組み合わせが可能になる場合があります。詳細については教育学部教務担当教員の履修指導を受けてください。
- * SAE海外留学・研修プログラムに参加した場合は、留学・研修で修得した科目の単位は教職科目の単位として認定できません（卒業に必要な単位としては加算できます）ので、卒業までの4年以内には上記2免許種以上の組み合わせでの免許取得は難しくなります。いずれか単独の免許に限定するか、卒業までの年限を延長するかの方法を取る必要があります。その詳細についても、教務担当教員に相談してください。
- ※1 中学校2種（英語）免許状は、文学部英語教育学科の課程を受講することになり、本学部の教職課程受講条件の他に、履修条件と受講定員が設定されています。また、特別学期（サマーセッション、ウィンターセッション）による履修が必要な科目もあります。詳細は指定されたガイダンスで確認をしてください。
- ※2 中学校2種（国語）免許状は、文学部国語教育学科の課程を受講することになり、本学部の教職課程受講条件の他に、履修条件と受講定員が設定されています。詳細は指定されたガイダンスで確認をしてください。
- ※3 中学校2種（数学）免許状は、工学部の数学教員養成課程を受講することになり、本学部の教職課程受講条件の他に、履修条件と受講定員が設定されています。詳細は指定されたガイダンスで確認をしてください。
- ※4 中学校2種（理科）免許状は、農学部生産農学科の課程を受講することになり、本学部の教職課程受講条件の他に、履修条件と受講定員が設定されています。詳細は指定されたガイダンスで確認をしてください。
- ※5 中学校2種（音楽）免許状は、芸術学部音楽学科の課程を受講することになり、本学部の教職課程受講条件の他に、履修条件と受講定員が設定されています。詳細は指定されたガイダンスで確認をしてください。
- ※6 中学校2種（美術）免許状は、芸術学部アート・デザイン学科の課程を受講することになり、本学部の教職課程受講条件の他に、履修条件と受講定員が設定されています。詳細は指定されたガイダンスで確認をしてください。
- ※7 中学校2種（技術）免許状は、工学部デザインサイエンス学科の課程を受講することになり、本学部の教職課程受講条件の他に、履修条件と受講定員が設定されています。詳細は指定されたガイダンスで確認をしてください。
- ※8 高等学校1種（情報）免許状は、工学部ソフトウェアサイエンス学科の課程を受講することになり、本学部の教職課程受講条件の他に、履修条件と受講定員が設定されています。詳細は指定されたガイダンスで確認をしてください。

※1～8の他学部の教員養成課程の履修については、ダブル免許プログラムの該当ページを確認してください。

■教職課程受講許可基準

- 入学後に4月中に実施される「教職課程受講ガイダンス」に出席の上、受講申請書を期日までに提出していること。

■教職課程受講条件

- 教育職員免許状の取得を希望する学生は、免許の校種や種別にかかわらず、第3セメスター終了時まで以下に以下の条件を満たしていることとします。

条件を満たせない場合、教職課程継続不可とする。

また、下記備考欄の判定結果留保にかかわらず、副免の中学校2種免許状（社会）（保健体育）については第4セメスターより継続不可とする。

なお、検定取得の合格証の提出期限は春学期第15回目最終授業日とする。

- ① 累積GPAが2.00以上であること
- ② 英語・国語・数学 それぞれのカテゴリについて指定されているいずれかの科目をB評価以上で修得、もしくは指定の資格・検定のいずれかを修得すること。

	科 目	資格・検定
英 語	200番台以上の ELF科目	実用英語技能検定 準2級（S-CBT、CBTを含む） TOEIC® L&R 400点以上もしくはIPテスト400点以上 GTEC（4技能版）690点以上、GTEC（3技能版）410点以上（オフィシャルスコアに限る） GTEC for STUDENTS（L&R&W）410点以上（オフィシャルスコアに限る） GTEC CBT 690点以上 CASECオフィシャルスコア500点以上
国 語	日本語表現 101 フランス語 101 ドイツ語 101 スペイン語 101 中国語 101	日本語検定 3級 日本漢字能力検定 準2級
数 学	数学入門 解析学入門 代数学入門 統計学入門 データ処理	実用数学技能検定 準2級 ビジネス数検 2級

*資格・検定については、指定の級やスコア以上であれば、上述規定を充足したものとします。

*実用数学技能検定準2級に関して、1次もしくは2次のいずれかについて、取得を希望する免許・資格ごとに他の資格取得をもって替えることができます。詳細は履修ガイド（p.152）を参照してください。

*第3セメスター終了時に条件が満たせていない学生は、所定の手続きを行うことにより、判定結果が留保され、第4セメスター終了時に再判定が認められる場合があります。

教職課程受講継続再判定の条件については、第3セメスター判定時と同様とします。

■教育実習受講条件

〈幼稚園〉

- 幼稚園で実習を行う学生は、教育実習（現場実習）受講に先立ち、第6セメスター終了時に判定を行います。教育実習の受講には以下の条件を充足させる必要があります。

教育学科	① 「教育・保育体験活動B」「教育実習」「教職実践演習」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得済みであること。 ② 教育実習（事前指導）で「P評価」を得ていること。 ③ 「領域及び保育内容の指導法に関する科目」における「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」から5科目修得済みであること。
乳幼児発達学科	① 「教育・保育体験活動B」「教育実習」「保育・教職実践演習」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得済みであること。 ② 教育実習（事前指導）で「P評価」を得ていること。 ③ 「領域及び保育内容の指導法に関する科目」における「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」から5科目以上修得していること。 ただし、保育士資格の取得も希望している場合には、3科目以上修得していることとする。

〈小学校・中学校・高等学校〉

- 小学校・中学校・高等学校で実習を行う学生は、主たる免許状（ピーク免）の教育実習受講に先立ち、第6セメスター終了時に判定を行います。教育実習の受講には以下の条件を充足させる必要があります。

教育学科	① 「学校体験活動B」「教育実習」「教職実践演習」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得済みであること。 ② 教育実習（事前指導）で「P評価」を得ていること。 ③ 指導法に関する科目については、以下の通り修得していること。 小学校：「音楽科指導法」・「図工科指導法」・「体育科指導法」のうち2科目を含み6科目修得済であること。 保健体育：「保健体育科指導法Ⅰ・Ⅱ」を修得済みであること。 中学校（社会）のみ：「社会科・公民科指導法Ⅰ・Ⅱ」を修得済みであること。 中学校（社会）・高等学校（地理歴史）：「社会科・地理歴史科指導法Ⅰ・Ⅱ」を修得済みであること。 中学校（社会）・高等学校（公民）：「社会科・公民科指導法Ⅰ・Ⅱ」を修得済みであること。
------	--

〈教育実習受講条件の共通事項〉

- なお、副免（サブ免）の教育実習受講については、この限りではありません。また、転・編入生や転学部・転学科生など特別な判断が必要とされる学生についてもこの限りではありません。

領域及び保育内容の指導法に関する科目

■ 幼稚園教諭 1 種・2 種免許状

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	幼 1	幼 2	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	○子どもと健康	1	5	2 ※①	
		人間関係	○子どもと人間関係	1			
		環境	○子どもと環境	1			
		言葉	○子どもと言葉	1			
		表現	○子どもと表現	1			
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		○保育内容総論	2	12	10 ※②	
			○保育内容指導法（健康）	2			
			○保育内容指導法（人間関係）	2			
			○保育内容指導法（環境）	2			
			○保育内容指導法（言葉）	2			
			○保育内容指導法（表現）	2			
		1 種16 2 種12	免許状取得に必要な単位数		17	12	

○印は必修科目

「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 2 種免許取得の場合は、「領域に関する専門的事項」より 2 科目 2 単位以上を必修選択科目として修得すること。

※② 2 種免許取得の場合は、「保育内容総論」および「保育内容の指導法」5 領域のうち 4 領域 8 単位以上を必修選択科目として修得すること。

教科及び教科の指導法に関する科目

■ 小学校教諭 1 種・2 種免許状

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備 考				
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	小 1	小 2					
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	1 種 30 2 種 16	国語	2	10	4	※①②			
		社会		2							
		算数		2							
		理科		2							
		生活		2							
		音楽		2							
		図画工作		2							
		家庭		2							
		体育		2							
		外国語		2							
		各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）		国語（書写を含む。）	20				12	※②	
	社会		2								
	算数		2								
	理科		2								
	生活		2								
	音楽		2								
	図画工作		2								
	家庭		2								
	体育		2								
	外国語		2								
			免許状取得に必要な単位数			30	16				

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 1 種免許取得の場合、「教科に関する専門的事項」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、選択科目より10単位以上を必修選択科目として修得すること。

※② 2 種免許取得の場合は、「教科に関する専門的事項」（上記表の免許法施行規則に定める科目）を4単位以上、「各教科の指導法」を6科目（音楽・図工・体育のうち2科目を含む）12単位以上を必修選択科目として修得すること。

教科及び教科の指導法に関する科目

■ 中学校教諭 1 種・2 種免許状

社 会

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	中 2		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	1 種28 2 種12	日本史・外国史	○日本史概論	2	20	16	
				○外国史概論	2			
				民俗学入門	2			
				○地理学概論	2			
				○地誌学概論	2			
				政治学（国際政治を含む。）	2			} ※①
				法学（国際法を含む。）	2			
				社会学	2			} ※②
				経済学（国際経済を含む。）	2			
				ボランティア概論	2			
		哲学	2	} ※③				
		倫理学	2					
		宗教学	2					
			西洋哲学思想史	2				
		東洋思想史	2					
		○日本と外国の歴史	2					
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		○社会科・公民科指導法Ⅰ	2	8	2 ※④		
			○社会科・公民科指導法Ⅱ	2				
			○社会科・地理歴史科指導法Ⅰ	2				
			○社会科・地理歴史科指導法Ⅱ	2				
		1 種28 2 種12	免許状取得に必要な単位数		28	18		

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「政治学（国際政治を含む。）」「法学（国際法を含む。）」より 1 科目 2 単位以上を必修選択科目として修得すること。

※② 「社会学」「経済学（国際経済を含む。）」より 1 科目 2 単位以上を必修選択科目として修得すること。

※③ 「哲学」「倫理学」「宗教学」より 1 科目 2 単位以上を必修選択科目として修得すること。

※④ 中学校 2 種の免許状を取得する場合は、「社会科・公民科指導法Ⅰ」もしくは「社会科・地理歴史科指導法Ⅰ」を 1 科目 2 単位以上修得すること。

地理歴史

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	高 1		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史	○日本史概論	2	24	※①	
			○日本の伝統文化と歴史	2			
			日本史各論A	2			
			日本史各論B	2			
			民俗学入門	2			
		外国史	○外国史概論	2		※②	
			外国史各論A	2			
			外国史各論B	2			
			西洋文化史	2			
			東洋文化史	2			
		人文地理学・自然地理学	○地理学概論	2			
			○地理情報論	2			
			人文地理学	2			
			自然地理学	2			
	地誌	○地誌学概論	2				
		観光地誌論	2				
		○日本と外国の歴史	2				
		○歴史資料情報論	2				
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	○社会科・地理歴史科指導法Ⅰ	2	4			
		○社会科・地理歴史科指導法Ⅱ	2				
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		免許状取得に必要な単位数		28			
		24					

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「日本史各論A」「日本史各論B」「民俗学入門」のうち2科目4単位以上を必修選択科目として修得すること。

※② 「外国史各論A」「外国史各論B」「西洋文化史」「東洋文化史」のうち2科目4単位以上を必修選択科目として修得すること。

教科及び教科の指導法に関する科目

■ 高等学校教諭 1 種免許状

公 民

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	高 1		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	「法学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）」		2	20	} ※①
			「社会学、経済学（国際経済を 含む。）」		2		
			「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」		2		} ※③
					2		
					2		
					2		
					2		
					2		
					2		
					2		
					2		
			2				
	各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）		2	4			
		2					
		24	免許状取得に必要な単位数		24		

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「政治学（国際政治を含む。）」「法学（国際法を含む。）」より 1 科目 2 単位以上を必修選択科目として修得すること。

※② 「社会学」「経済学（国際経済を含む。）」より 1 科目 2 単位以上を必修選択科目として修得すること。

※③ 「哲学」「倫理学」「宗教学」「心理学」より 1 科目 2 単位以上を必修選択科目として修得すること。

■ 高等学校教諭 1 種免許状

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位			備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	中 2	高 1	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	体育実技	○体育実技（体操）	1	20	20	20	
			○体育実技（陸上）	1				
			○体育実技（スキー）	1				
			○体育実技（水泳）	1				
			○体育実技（ダンス）	1				
			○体育実技（球技A）	1				
			○体育実技（球技B）	1				
			○体育実技（武道）	1				
			○運動学（運動方法学を含む。）	2				※①
			体育原理	2				
		体育社会学	2					
		体育心理学	2					
		体育経営管理学	2					
		生理学（運動生理学を含む。）	2					
		衛生学・公衆衛生学	○衛生学	2				
	○公衆衛生学		2					
	栄養学		2					
	病理学		2					
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	2						
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○保健体育科指導法Ⅰ	2	8	2	4	小中免のみ	
○保健体育科指導法Ⅱ		2	※②					
○保健体育科指導法Ⅲ		2						
○保健体育科指導法Ⅳ		2						
		中 1 28 中 2 12 高 1 24	免許状取得に必要な単位数		28	22	24	

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※②「各教科の指導法」の「保健体育科指導法Ⅳ」は、中学校１種のみ必修。高等学校１種免許申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。中学校２種の免許状を取得する場合は、「保健体育科指導法Ⅰ」を修得すること。

教育の基礎的理解に関する科目等

■ 幼稚園教諭 1 種・2 種免許状

■ 小学校教諭 1 種・2 種免許状

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等		
科目	各科目に含めることが 必要な事項	単位

教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼 1 10 幼 2 6 小 1 10 小 2 6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
	道徳の理論及び指導法	
	総合的な学習の時間の指導法	
生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	特別活動の指導法	小 1 10 小 2 6
	教育の方法及び技術	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
	生徒指導の理論及び方法	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	幼 4
	幼児理解の理論及び方法	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	

本学で開設する科目		修得単位						備 考
科 目	単位	幼 1	幼 2	小 1	小 2	幼 1・小 1	小 1・幼 1	
○教育原理	2							
教育哲学	2							
○教職概論	2							
○教育の制度と経営	2							
教育社会学	2							
○学習・発達論	2	11	11	11	11	13	13	
教育心理学	2							
発達心理学	2							
○特別支援教育	1							
○教育課程編成論	2							※① 小免のみ
○幼児教育課程論	2							※② 幼免のみ
○道徳教育の理論と方法	2							} ※①
○総合的な学習の時間の理論と方法	1							
○特別活動の理論と方法	1							
○教育方法・技術論	1							
教育方法学	2							
○ICT活用の理論と実践	1	—	—	10	10	8	10	
○生徒・進路指導の理論と方法	2							
○教育相談の理論と方法	2							
○教育方法・技術論	1							
○ICT活用の理論と実践	1							
教育方法学	2	4	4	—	—	4	2	
○幼児理解と教育相談	2							※③

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位						備 考
科目	各科目に含めることが 必要な事項	単位	科 目	単位	幼1	幼2	小1	小2	幼1・ 小1	小1・ 幼1	
教育実践に関する科目	教育実習	5	○教育実習（幼稚園・小学校）	3	3	3	3	3	3	3	※④⑤⑥⑦
	〈中高メイン小2、高1情報用〉 教育実習（副）		3	3	3	3	3	3	3		
	〈幼メイン〉 ○教育・保育体験活動A		1	1	1	—	—	1	—	幼1・幼1 小1は必修 ※幼稚園実習 希望者 ※⑨	
	○教育・保育体験活動B		1	1	1	—	—	1	—		
	〈小メイン幼〉 ○学校体験活動A（小学校）		1	—	—	1	—	—	1	小1・幼1は 必修 ※小学校実習 希望者 ※⑩	
	○学校体験活動B（小学校）		1	—	—	1	—	—	1		
	学校体験活動C（小学校）		1	—	—	1	—	—	1		
	学校体験活動D（小学校）		1	—	—	1	—	—	1		
	〈小メイン〉 ○学校体験活動A （小学校・中学校）		1	—	—	1	—	—	—	小1・小1 中2は必修	
	○学校体験活動B （小学校・中学校）		1	—	—	1	—	—	—		
	学校体験活動C （小学校・中学校）		1	—	—	1	—	—	—		
	学校体験活動D （小学校・中学校）		1	—	—	1	—	—	—		
	教職実践演習	2	○教職実践演習	2	2	2	2	2	2	2	※⑧
幼稚園		1種 21 2種 17	免許状取得に必要な単位数		22	22	—	—	32	32	
小学校		1種 27 2種 19			—	—	28	28			

○印は必修科目

「教育の基礎的理解に関する科目等に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

- ※① 小学校免許のみ必修。幼稚園の免許取得単位には加算されません。
- ※② 幼稚園免許のみ必修。小学校の免許取得単位には加算されません。
- ※③ 小学校教諭1種免許をピークとする者は、「幼児理解と教育相談」を履修してください。
- ※④ 中学校教諭1種および高等学校教諭1種免許をピークとする者が、加えて幼稚園・小学校教諭1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、「教育実習」の単位をピーク免許より2単位充てることができます。ただし、事前および事後指導は、サブ免許分として別に受講してください。
- ※⑤ 小学校教諭1種免許をピークとする者が、加えて中学校1種または2種免許サブ免許として取得する場合、「教育実習」は「教育実習（小学校・中学校）」を履修してください。（p.99参照）
- ※⑥ 小学校教諭1種免許をピークとする者が、加えて中学校1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、「学校体験活動」は「学校体験活動（小学校・中学校）」を履修してください。（p.99参照）
- ※⑦ 「教育実習」を履修するためには、「教育実践に関する科目」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得していなければなりません。
- ※⑧ 中学校教諭1種および高等学校教諭1種免許をピークとする者が、加えて幼稚園・小学校教諭1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、「教職実践演習」の単位をピーク免許より2単位充てることができるので、重ねて履修する必要はありません。
- ※⑨ ピーク免許を幼稚園免許から小学校免許に変更した場合は「教育・保育体験活動A」「学校体験活動B（小学校）」を履修してください。
- ※⑩ ピーク免許を小学校免許から幼稚園免許に変更した場合は「学校体験活動A（小学校）」「教育・保育体験活動B」を履修してください。

〔注〕上表に掲げられる科目の一部にユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目（教育学科の授業時間割に掲載されている科目）を履修してください。

教育の基礎的理解に関する科目等

■ 中学校教諭 1 種免許状（社会・保健体育）

■ 高等学校教諭 1 種免許状（地理歴史・公民・保健体育）

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位			備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	中 2	高 1	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	中 1 10 中 2 6 高 1 10	○教育原理	2	11	11	11	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教育哲学	2				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教職概論	2				
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育の制度と経営	2				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育社会学	2				
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○学習・発達論	2				
			教育心理学	2				
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中 1 10 中 2 6 高 1 8	発達心理学	2	10	10	8	
	総合的な学習（探究）の時間の指導法		○特別支援教育	1				
	特別活動の指導法		○教育課程編成論	2				
	教育の方法及び技術		○道徳教育の理論と方法	2				※①
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		○総合的な学習の時間の理論と方法	1				
	生徒指導の理論及び方法		○特別活動の理論と方法	1				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○教育方法・技術論	1				
教育実践に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	中 5 高 3	教育方法学	2	2	2	2	
			○ICT活用の理論と実践	1				
			○生徒・進路指導の理論と方法	2				
			○教育相談の理論と方法	2				
	教育実習		○教育実習（中学校・高等学校）	3				
	学校体験活動		教育実習（副）	3				
	教職実践演習		教育実習（高等学校）	3				
			○学校体験活動A（中学校・高等学校）	1	2	2	—	※②③④ ⑤⑥⑦ ⑧⑨
			○学校体験活動B（中学校・高等学校）	1				
			学校体験活動C（中学校・高等学校）	1				
			学校体験活動D（中学校・高等学校）	1				
			○教職実践演習	2	2	2	2	

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位			備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	中 2	高 1	
中 学 校		1 種 27 2 種 19	中 1 種（社会）	28	—	—		
			中 1 種（保健体育）					
高等学校		23	中 2 種（社会）	—	28	—		
			中 2 種（保健体育）					
			高 1 種（地理歴史）	—	—	24		
			高 1 種（公民）					
			高 1 種（保健体育）					

○印は必修科目

「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

- ※① 「道徳教育の理論と方法」は、中学校免許のみ必修。高等学校 1 種免許申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てられます。
- ※② 幼稚園・小学校教諭 1 種免許をピークとする者が、加えて中学校 1 種または 2 種免許をサブ免許として取得する場合、「教育実習」の単位をピーク免許より 2 単位充てることができます。ただし、事前および事後指導は、サブ免許分として別に受講してください。
- ※③ 小学校教諭 1 種免許をピークとする者が、加えて中学校 1 種または 2 種免許をサブ免許として取得する場合、「教育実習」は「教育実習（小学校・中学校）」を履修してください。（p.99参照）
- ※④ 小学校教諭 1 種免許をピークとする者が、加えて中学校 1 種または 2 種免許をサブ免許として取得する場合、「学校体験活動」は「学校体験活動（小学校・中学校）」を履修してください。（p.99参照）
- ※⑤ 高等学校（地理歴史・公民・保健体育）教職課程受講者は、必ず中学校（社会・保健体育）教職課程も併せて受講すること。中学校（社会・保健体育）教職課程のみの受講は認めず。
- ※⑥ 中学校・高等学校の免許を両方取得希望の場合は、実習先の校種にかかわらず「教育実習（中学校・高等学校）」を履修してください。
- ※⑦ 「教育実習」を履修するためには、「教育実践に関する科目」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得していなければなりません。
- ※⑧ 幼稚園・小学校教諭 1 種免許をピークとする者が、加えて中学校教諭 1 種または 2 種免許をサブ免許として取得する場合、「教職実践演習」の単位をピーク免許より 2 単位充てることができるので、重ねて履修する必要はありません。
- ※⑨ 「学校体験活動 A・B」は必修のため、高等学校 1 種免許のみ申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

〔注〕上表に掲げられる科目の一部にユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目（教育学科の授業時間割に掲載されている科目）を履修してください。

大学が独自に設定する科目

■全免許状

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位				備 考
科 目	単位	科 目	単位	幼 1	小 1 小 2 幼 2	中 1 中 2	高 1	
大学が独自に設定する科目	幼 1 14 幼 2 2 小 1 2 小 2 2 中 1 4 中 2 4 高 1 12	○全人教育論	2	14	2	4	12	小学校・中学校・ 高等学校のみ
		○教育学概論	2					
		教育インターンシップA※①	2					
		教育インターンシップB※①	2					
		教育インターンシップC※①	1					
		教育インターンシップD※①	1					
		精神保健	2					小学校・中学校・ 高等学校のみ
		生命と性の教育	2					
		異文化理解と教育	2					小学校・中学校・ 高等学校のみ
		教職演習A	1					
		教職演習B	1					幼稚園・ 高等学校のみ
		生涯学習概論	2					
		道徳教育の理論と方法	2					小学校・中学校・ 高等学校のみ
		現代社会の教育課題	2					
		運動部活動の指導法	2					保健体育のみ
		教育インターンシップ（幼）A	2					
		教育インターンシップ（幼）B	2					幼稚園のみ
		教育インターンシップ（幼）C	1					
		教育インターンシップ（幼）D	1					
		○介護等体験※②	2					
		学校経営と学校図書館	2					
		学校図書館メディアの構成	2					小学校・中学校・ 高等学校のみ
		学習指導と学校図書館	2					
		読書と豊かな人間性	2					
		情報メディアの活用	2					
免許状取得に必要な単位数				14	2	4	12	

○印は必修科目

「大学が独自に設定する科目」には上記の他に、「教科及び教科の指導法に関する科目」「領域及び保育内容の指導法に関する科目」(p.58参照)「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位を充てることができます。

※① 受講にあたっては条件があります。ガイダンス時の指示に従うこと。

※② 小学校・中学校免許のみ必修

免許法施行規則第66条の6に定める科目

■全免許状

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	
体育	2	○健康教育	1	2	
		○体育	1		
外国語コミュニケーション	2	○ELF Communication for Teachers	2	2	
数理・データ活用及び 人工知能に関する科目	2	データ処理	2	2	}
		統計学入門	2		
		数理・データサイエンス・AIリテラシー	2		
情報機器の操作		情報科学入門	2		
	8	免許状取得に必要な単位数		8	

○印は必修科目
「免許法施行規則第66条の6に定める科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

※「数理・データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」より2単位以上を修得すること。

領域及び保育内容の指導法に関する科目

■ 幼稚園教諭 1 種免許状

教育学部 乳幼児発達学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	幼 1	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	○子どもと健康	1	5	
		人間関係	○子どもと人間関係	1		
		環境	○子どもと環境	1		
		言葉	○子どもと言葉	1		
		表現	○子どもと表現	1		
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		○保育内容総論	2	12	
			○保育内容指導法（健康）	2		
			○保育内容指導法（人間関係）	2		
			○保育内容指導法（環境）	2		
			○保育内容指導法（言葉）	2		
			○保育内容指導法（表現）	2		
			免許状取得に必要な単位数		17	
		16				

○印は必修科目

「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

教育の基礎的理解に関する科目等

■ 幼稚園教諭 1 種免許状

教育学部 乳幼児発達学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	幼 1	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	2	11	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教育哲学	2		
			○保育者論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育の制度と経営	2		
			教育社会学	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○学習・発達論	2		
			子どもと家庭の発達心理学	2		
等に関する科目	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	4	保育の心理学	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○特別な支援を必要とする子どもの理解と援助Ⅰ	1		
			○保育カリキュラム論	2		
等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	○教育の方法と技術	2	4	
	幼児理解の理論及び方法		○幼児理解と教育相談	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
教育実践に関する科目	教育実習	5	○教育実習（幼稚園）	3	3	※①
	学校体験活動		○教育・保育体験活動A	1	2	
			○教育・保育体験活動B	1		
	教職実践演習	2	○保育・教職実践演習	2	2	
幼稚園		21	免許状取得に必要な単位数		22	

○印は必修科目

「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「教育実習」を履修するためには、「教育実践に関する科目」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得していなければなりません。

〔注〕上表に掲げられる科目の一部にユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、乳幼児発達学科科目（乳幼児発達学科の授業時間割に掲載されている科目）を履修してください。

大学が独自に設定する科目

■ 幼稚園教諭 1 種免許状

教育学部 乳幼児発達学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
大学が独自に設定する科目	14	○全人教育論	2	14	
		○教育学概論	2		
		教職演習A	1		
		子どもの遊び探究A	2		
		子どもの遊び探究B	2		
		免許状取得に必要な単位数		14	

○印は必修科目

「大学が独自に設定する科目」には上記の他に、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位を充てることができます。

免許法施行規則第66条の 6 に定める科目

■ 幼稚園教諭 1 種免許状

教育学部 乳幼児発達学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	
体育	2	○健康教育	1	2	
		○体育	1		
外国語コミュニケーション	2	○ELF Communication for Teachers	2	2	
数理・データ活用及び 人工知能に関する科目	2	データ処理	2	2	※
		統計学入門	2		
		数理・データサイエンス・AIリテラシー	2		
情報機器の操作		情報科学入門	2		
	8	免許状取得に必要な単位数		8	

○印は必修科目

「免許法施行規則第66条の 6 に定める科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

※「数理・データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」より 2 単位以上を修得すること。

教職課程受講継続条件

- 芸術学部では、教職課程の受講継続に際して次の条件を定めています。この条件を満たすことができない場合は、教職課程を継続して受講することはできません。
- *2年次からの転・編入学生は上記規定と異なる場合もあります。(3年次以降からの転・編入学生は教職課程受講不可)

学年	学期	受講継続条件	実習
1年次	春	音楽学科「音楽教育コース」またはアート・デザイン学科「美術教育コース」に所属していること 入学後に4月中に実施される「教職課程受講ガイダンス」に出席のうえ、受講申請書を期日までに提出していること	・参観実習 ※1
	秋	終了時(全科目)の累積GPAが2.50以上あること 終了時に学科が定めた教職課程受講継続判定試験に合格していること ※学科の定める継続判定条件を満たせず、継続が不可となった場合、第4セメスター終了時において再判定条件および再判定合格条件を満たすことにより継続可とする。※5	
2年次	春	—	・介護等体験 ※2
	秋	終了時(全科目)の累積GPAが2.50以上あること	
3年次	春	—	・教育実習(中・高) ※3、4
	秋	終了時(全科目)のGPAが累積2.50以上あること	
4年次	春	—	・教育実習(小)
	秋		

- ※1 ガイダンス等での指示に従ってください。
- ※2 ガイダンス等での指示に従ってください。
- ※3 「教育実習(中・高)」を履修するためには、次の3つの条件を満たしていることが必要です。
 - ①「学校体験活動B」「教育実習」「教職実践演習」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得済みであること。(ただし、「生徒・進路指導の理論と方法」については、夏期集中授業を履修中であること。)
 - ②「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち各教科の指導法については、取得する免許種にかかわらず音楽学科(音楽教育コース)の学生は「音楽科指導法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、アート・デザイン学科(美術教育コース)の学生は「美術科・工芸科指導法Ⅰ・Ⅱ」を修得済みであること。
 - ③「教育実習(中・高)(事前指導)」で「P評価」を得ていること。
- ※4 教職課程継続条件や教育実習受講条件を満たせず、教育実習を受講できなかった場合は、卒業時に教育職員免許状を取得することができません。
- ※5 <再判定を受けるための条件>

第2セメスター終了時に、学科の定める継続判定条件を満たせず、継続が不可となった場合、次年度に再判定を希望する場合は、次の条件を満たす必要がある。

 - ① 判定結果の公開後、3日以内に教職担当に申し出る。
 - ② 第4セメスター中に、教職担当に再判定の希望を申し出て、教職課程受講継続判定試験を受ける。

<再判定合格条件>

再判定を受け、次の再判定合格条件を満たすことにより、継続可とする。

 - ① 第4セメスター中に、教職課程受講継続判定試験を受けて合格する。
 - ② 第4セメスター終了時(全科目)の累積GPAが2.50以上である。

<再判定合格者の教育実習受講条件>

【中・高】

第6セメスター終了時に、上記「教育実習受講条件」と同様の条件を満たすことで、第7セメスターにて教育実習を実施できる。

※第4セメスター再判定で合格した場合、直近に開催される「教育実習開拓ガイダンス」に必ず出席し、教育実習校の開拓をすること。

※再判定を受けて取得することができるのは、中・高の教育職員免許状のみとなります。小学校2種免許は取得することができません。

教科及び教科の指導法に関する科目

■ 中学校教諭 1 種免許状

■ 高等学校教諭 1 種免許状

音 楽

芸術学部 音楽学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	高 1	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	ソルフェージュ	○ソルフェージュⅠ	2	2	2	
		ソルフェージュⅡ	2				
		声乐 （合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	○声乐基礎B	2	4	4	日本の伝統的な歌唱を含む。
			声乐基礎C	2			
			声乐基礎D	2			
			○歌唱教育法（合唱）	2			合唱を含む。
		器楽 （合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	器楽基礎B	2	6	6	
			○鍵盤楽器基礎	2			伴奏を含む。
			○和楽器指導法（管・絃・打）	2			和楽器を含む。
			器楽基礎C	2			
			器楽基礎D	2			
			○器楽教育法Ⅰ（管・打・合奏）	2			合奏を含む。
			器楽教育法Ⅱ（リコーダー・弦楽器）	2			
			伴奏法	2			
		指揮法	○指揮法	2	2	2	
		音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	○音楽理論	2	6	6	
			和声学Ⅰ	2			
			和声学Ⅱ	2			
			創作教育法	1			
			日本音楽史	2			
			民族音楽概説	2			
			西洋音楽史	2			
			鑑賞教育理論（音楽）	2			
			○作曲法Ⅰ	2			編曲法を含む。
			作曲法Ⅱ	2			
			音楽教育実践法	2			
			○音楽史	2			日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。
	各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）		○音楽科指導法Ⅰ	2	8	4	※①
			○音楽科指導法Ⅱ	2			
			○音楽科指導法Ⅲ	2			
			○音楽科指導法Ⅳ	2			
		中28 高24	免許状取得に必要な単位数		中28 高24		

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「各教科の指導法」の「音楽科指導法Ⅲ・Ⅳ」は、中学校 1 種のみ必修。高等学校 1 種免許申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

■ 中学校教諭 1 種免許状

美術

芸術学部 アート・デザイン学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	○絵画基礎	2	2	映像メディア表現を含む。
			絵画Ⅰ	2		
			絵画Ⅱ	2		
			○彫刻基礎	2	2	
			彫刻Ⅰ	2		
			彫刻Ⅱ	2		
			○デザイン基礎	2	4	映像メディア表現を含む。
			○映像メディア表現基礎	2		
			デザインⅠ	2		
			デザインⅡ	2		
			○工芸基礎	2	2	
			工芸Ⅰ	2		
			工芸Ⅱ	2		
			○美術理論	2	10	※①
			工芸理論	2		
			工芸史	2		
			西洋美術史	2		
			日本美術史	2		
			○鑑賞教育理論（美術）	2		
	デザイン理論		2			
	東洋美術史		2			
	○美術史		2			
	○美術科・工芸科指導法Ⅰ		2	8	日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。	
	○美術科・工芸科指導法Ⅱ		2			
	○美術科指導法Ⅰ		2			
	○美術科指導法Ⅱ		2			
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）			免許状取得に必要な単位数		28	

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「美術理論・美術史」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、選択科目より2科目4単位以上を必修選択科目として修得してください。

教科及び教科の指導法に関する科目

■ 高等学校教諭 1 種免許状

美術

芸術学部 アート・デザイン学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	高 1		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	絵画 (映像メディア表現を含む。)	2	2	映像メディア表現を含む。	
			絵画Ⅰ	2			
			絵画Ⅱ	2			
			彫刻基礎	2	2		
			彫刻Ⅰ	2			
			彫刻Ⅱ	2			
		デザイン (映像メディア表現を含む。)		デザイン基礎	2	4	映像メディア表現を含む。
		映像メディア表現基礎		2			
		デザインⅠ		2			
		デザインⅡ		2			
		美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）		○美術理論	2	12	※①
				工芸理論	2		
				工芸史	2		
				西洋美術史	2		
				日本美術史	2		
	○鑑賞教育理論（美術）			2			
	デザイン理論			2			
	東洋美術史			2			
	○美術史			2			
	○美術科指導法Ⅰ			2	4		
	○美術科指導法Ⅱ	2					
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)			免許状取得に必要な単位数		24		
		24					

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「美術理論・美術史」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、選択科目より3科目6単位以上を必修選択科目として修得してください。

■高等学校教諭1種免許状

工 芸

芸術学部 アート・デザイン学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考		
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	高 1			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	図法・製図	24	○図法・製図	2	2		
		デザイン		○デザイン基礎	2	2		
		工芸制作 (プロダクト制作を含む。)		デザインⅠ	2			
				デザインⅡ	2			
		工芸理論・デザイン理論・美術史 (鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)		○工芸基礎	2	2	プロダクト制作を含む。	
				工芸Ⅰ	2			
				工芸Ⅱ	2			
				美術理論	2	14	}	日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。 ※①
				○工芸理論	2			
				○工芸史	2			
				西洋美術史	2			
				日本美術史	2			
	○鑑賞教育理論（美術）	2						
	○デザイン理論	2						
	東洋美術史	2						
	○美術史	2						
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○美術科・工芸科指導法Ⅰ		2	4			
		○美術科・工芸科指導法Ⅱ		2				
		24		免許状取得に必要な単位数		24		

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「工芸理論・デザイン理論・美術史」(上記表の免許法施行規則に定める科目)は、選択科目より2科目4単位以上を必修選択科目として修得してください。

教育の基礎的理解に関する科目等

■ 中学校教諭 1 種免許状

■ 高等学校教諭 1 種免許状

芸術学部

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	高 1	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	2	11	11	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教育哲学	2			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教職概論	2			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育の制度と経営	2			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育社会学	2			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○学習・発達論	2			
			教育心理学	2			
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高 8	○特別支援教育	1	10	8	
	総合的な学習（探究）の時間の指導法		○教育課程編成論	2			
	特別活動の指導法		○道徳教育の理論と方法	2			※①
	教育の方法及び技術		○総合的な学習の時間の理論と方法	1			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		○特別活動の理論と方法	1			
	生徒指導の理論及び方法		○教育方法・技術論	1			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○ICT活用の理論と実践	1			
教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3	○生徒・進路指導の理論と方法	2	10	8	
	学校体験活動		○教育相談の理論と方法	2			
	教職実践演習		○教育実習（中学校・高等学校）	3			※②③
			○教育実習（高等学校）	3			
			○学校体験活動A（中学校・高等学校）	1			※④
			○学校体験活動B（中学校・高等学校）	1			
			学校体験活動C（中学校・高等学校）	1			
中 学 校		27	学校体験活動D（中学校・高等学校）	1	1	—	
高等学校		23	○教職実践演習	2	2	2	
			免許状取得に必要な単位数		28	24	
			音楽				
			美術				
			工芸		—		

○印は必修科目

「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「道徳教育の理論と方法」は、中学校 1 種免のみ必修。高等学校 1 種免許申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てられます。

※② 中学校・高等学校の免許を両方取得希望の場合は、実習先の校種にかかわらず「教育実習（中学校・高等学校）」を履修してください。

※③ 「教育実習」を履修するためには、「教育実践に関する科目」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得していない必要があります。

※④ 「学校体験活動A・B」は必修のため、高等学校 1 種免のみ申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

大学が独自に設定する科目

■ 中学校教諭 1 種免許状

■ 高等学校教諭 1 種免許状

芸術学部

免許法施行規則に定める科目			本学で開設する科目		修得単位		備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1		
大学が独自に設定する科目	中 4 高12	○全人教育論	2	4	12		
		異文化理解と教育	2				
		生命と性の教育	2				
		情報メディアの活用	2				
		教職演習A	1				
		道德教育の理論と方法	2			高 1 種のみ	
		教育インターンシップA※①	2				
		教育インターンシップB※①	2				
		教育インターンシップC※①	1				
		教育インターンシップD※①	1				
		○介護等体験※②	2			中学校のみ	
		学校経営と学校図書館	2				
		学校図書館メディアの構成	2				
		学習指導と学校図書館	2				
		読書と豊かな人間性	2				
		免許状取得に必要な単位数				4	12

○印は必修科目

「大学が独自に設定する科目」には上記の他に、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位を充てることができます。

※① 「教育インターンシップ」は事前ガイダンスへの出席と申請時の累積GPA2.50が必要となります。

受講にあたっては条件があります。ガイダンスでの指示に従ってください。

※② 中学校 1 種のみ必修

免許法施行規則第66条の 6 に定める科目

■ 中学校教諭 1 種免許状

■ 高等学校教諭 1 種免許状

芸術学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	2	
体育	2	○健康教育	1	2	2	
		○体育	1			
外国語コミュニケーション	2	○ELF Communication for Teachers	2	2	2	
数理・データ活用及び 人工知能に関する科目	2	データ処理	2	2	2	※
		統計学入門	2			
		マルチメディア表現	2			
		ネットワーク入門	2			
情報機器の操作		情報科学入門	2			
	8	免許状取得に必要な単位数		8	8	

○印は必修科目

「免許法施行規則第66条の 6 に定める科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

※「数理・データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」より 2 単位以上を修得してください。

ダブル免許プログラム

A 特別学期における履修

1 履修にあたって

① 特別学期（サマーセッション・ウィンターセッション）とは

特別学期は、8～9月に行うサマーセッション（以下SSと表記）と2～3月に行うウィンターセッション（以下WSと表記）の2つから構成され、開講されます。

SSとWSは、通常期に週1回2コマ100分×15週＋試験で開講される講義を、各期ごとに学修時間を確保しながら集中して開講するため、1日に4コマ200分（途中に自学自修として2コマ分の空き時間あり）×8回（試験含む）で実施します。

■ 特別学期履修のイメージ

	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限	7 時限	8 時限
月	1 回目			2 回目				
火	3 回目			4 回目				
水	自学自修の時間確保のため授業なし							
木	5 回目			6 回目				
金	7 回目			8 回目				
土								
日								
月	9 回目			10 回目				
火	11 回目			12 回目				
水	自学自修の時間確保のため授業なし							
木	13 回目			14 回目				
金	15 回目							
土								
日								
月	試 験							

特別学期における受講科目名や科目数については、各学部学科の教育課程により異なりますので、受講ガイダンスにて確認してください。なお、SS・WSの受講ができるのは3年次までです。4年次のSSは教員採用試験（2次）のため、4年次のWSは卒業判定の関係上、受講できませんので注意してください。

2 受講について

【小学校2種免許を取得する場合】

文学部英語教育学科、農学部生産農学科、工学部情報通信工学科・ソフトウェアサイエンス学科・マネジメントサイエンス学科・デザインサイエンス学科に在籍しており、教職課程を受講中であること。

3 履修科目

■文学部対象（小学校2種免許）

科目名	1年次		2年次		3年次		4年次	
	SS	WS	SS	WS	SS	WS	春学期	秋学期
国語科指導法						●		
算数科指導法	●							
理科指導法		●						
社会科指導法					●			
音楽科指導法			●					
図工科指導法		●						
教育実習（事前指導）							●	
教育実習								●

* 英語教育学科は2年次の留学等に対応するため、特別学期による科目開講は1期のみです。

■農学部対象（小学校2種免許）

科目名	1年次		2年次		3年次		4年次	
	SS	WS	SS	WS	SS	WS	春学期	秋学期
国語科指導法				●				
算数科指導法	●							
社会科指導法			●					
音楽科指導法				●				
図工科指導法		●						
外国語（英語）指導法						●		
教育実習（事前指導）							●	
教育実習								●

■工学部対象（小学校2種免許）

科目名	1年次		2年次		3年次		4年次	
	SS	WS	SS	WS	SS	WS	春学期	秋学期
国語科指導法						●		
理科指導法				●				
社会科指導法					●			
音楽科指導法			●					
図工科指導法				●				
外国語（英語）指導法						●		
教育実習（事前指導）							●	
教育実習								●

* 開講する年次等については授業運営の関係上、変更が生じる場合があります。

【中学校2種免許（英語）を取得する場合】

受講するには、以下の条件を充足する必要があります。また、受講にあたっては定員が定められているので、希望しても受講が許可されない場合があります。

- ① 第2セメスター終了時の累積GPAが3.20以上であること。
- ② 教育学部教育学科において、小学校の教育職員免許状取得をピーク免とする教職課程を履修していること。なお、受講生数によっては小学校の教育職員免許状取得をピーク免としない学生の受講も認めることがある。

* 何らかの理由により教職課程が履修不可となった場合は、本プログラムの履修継続も不可とする。

- ③ TOEIC® L&R 470点以上、IPテスト470点以上、英検2級合格かつCSE1980点以上、のいずれかであること。

- ④ 第2セメスター終了時に「ELF Communication for Teachers」を修得していること。

第4セメスター終了時まで「BELF初中級」以上のBELF科目を修得していることが望ましい。

なお、定員を超えた場合は、大学入学後に受験した TOEIC® L&R、IPテスト、英検CESの最高得点を第一基準として精査し、上位の者から選抜する。また、上記の条件で選抜できない場合は、春学期と秋学期のIPテストの合計点数をもって選抜する。

* 英検CESの得点により精査する場合は、比率を算出することとする。

* 何らかの理由により教職課程の履修を取りやめた場合や教職課程履修継続条件に抵触して履修が不許可となった場合は、本プログラムの履修継続について、次年度以降より許可しない。

特別学期における開講科目の受講にあたっては、履修登録やその後の手続きなどが通常の履修と異なりますので注意してください。なお、受講に関する詳細については教育学部授業運営課よりUNITAMAにて周知されます。

■教育学部教育学科対象（中学校英語2種免許）

科 目 名	1 年次		2 年次		3 年次			4 年次	
	SS	WS	SS	WS	春学期	SS	WS	春学期	秋学期
English Grammar			●						
English Phonetics					●				
English in Global Contexts							●		
British and American Literature				●					
Basic Academic English Skills A			●						
Basic Academic English Skills B				●					
Multiculturalism in English-speaking Areas							●		
英語科指導法 I					●				

2 教育実習の受講

特別学期（サマーセッション・ウィンターセッション）に開講される科目で免許取得を目指すダブル免許プログラムにおいても教育実習については、特別学期が実習校の長期休み（夏休み）と重複するため、4年次の秋学期に2週間10日間の期間で実施します。また、教育実習に先立ち実施する「教育実習（事前指導）」については、4年次の春学期に15回実施します。

なお、ダブル免許プログラムにおける「教育実習」を履修するためには次の条件を充足する必要があります。

- 3年次終了時（第6セメスター終了時）に①～③の条件を充足すること。充足できない場合、「教育実習（事前指導）」の受講は認めない。
 - ① 学部学科で定める教職課程受講条件ならびに受講継続条件をいずれもすべて充足していること。
 - ② 文・農・工・教育学部生の場合、「教育実習（事前指導）」が「F評価」となっていないこと。
 - ③ 小学校2種免許取得に必要な単位のうち、6科目12単位^{*1}を修得していること。
 - 4年次春学期終了時（第7セメスター終了時）
 - ① 第7セメスターに開講されるダブル免許プログラムにおける「教育実習（事前指導）」が「P評価」（合格）であること。
- ^{*1} 修得しておくべき科目
「教科及び教科の指導法に関する科目」の各教科の指導法より合計6科目12単位を修得する。

3 履修上の注意点

特別学期において履修科目に「F評価」がついた場合

特別学期（サマーセッション・ウィンターセッション）に開講される科目は、免許取得のための必要最小限しか開講されません。以下の理由により履修科目に「F評価」がついた際にリカバリーできないことが想定されます。

- 特別学期の科目開講は、原則固定されていますので、自分の空いている期に再履修したい科目が開講されるとは限りません。
- 4年次のSSは教員採用試験（2次試験）の期間中になります。教員採用試験の2次試験は、論作文や場面指導、集団討論、実技試験等、教員としての適性をチェックされる試験であり、合格するためには十分な直前対策が必要となりますので、科目を履修している時間的余裕はありません。
- 4年次のWSは卒業判定等の期間後に開講されるため、最初から履修できる期間として取り扱いができません。

特別学期において履修科目に「F評価」がついた場合は、卒業時に免許が取得できない可能性が高くなります。しかし、在学中に修得した単位は有効なので、卒業後に不足単位を本学の通信教育課程などで修得すれば免許を取得できますので、学修を継続するモチベーションをもって進めてください。

B 通常学期における履修

1 履修にあたって

① 受講について

希望する免許ごとに受講条件を満たした学生のうち定員 5 名以内が、2 年次より受講を開始することができます。

受講にあたっては「ダブル免許プログラム受講ガイダンス」に出席の上、受講申請書を第 2 セメスター 1 月までに提出すること。

② 受講条件および履修科目

■教育学部教育学科対象（中学校国語 2 種免許）

【中学校 2 種免許（国語）を取得する場合】

- ① 第 2 セメスター終了時の累積 GPA が 3.20 以上かつ、学科の上位 25% 以内の者であること。
- ② 第 2 セメスター終了時までに、日本語検定 2 級または日本漢字能力検定 2 級に合格していること。

* 第 4、第 6 セメスター終了時の継続条件を累積 GPA が 3.20 以上とする。

* 教科の指導法「国語科指導法Ⅱ」を履修することが望ましい。

科 目 名	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
日本語学					●			
日本文学概論			●					
日本文学史				●				
国語科指導法Ⅰ					●			
書写						●		
漢文学				●				

■教育学部教育学科対象（中学校数学 2 種免許）

【中学校 2 種免許（数学）を取得する場合】

- ① 第 2 セメスター終了時の累積 GPA が 3.20 以上であること。
- ② 第 3 セメスター終了時までに「代数学入門」「解析学入門」を修得していること。
- ③ 第 3 セメスター終了時までに、数学検定準 1 級の 1 次もしくは 2 次のどちらかに合格していること。

* 教科の指導法「数学科指導法Ⅱ」を履修することが望ましい。

科 目 名	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
代数学Ⅰ				●				
解析学Ⅰ				●				
プログラミングⅠ				●				
確率統計学Ⅰ					●			
数学科指導法Ⅰ					●			
幾何学Ⅰ						●		

■教育学部教育学科対象（中学校理科2種免許）

【中学校2種免許（理科）を取得する場合】

- ① 第2セメスター終了時の累積GPAが3.20以上であること。
- ② 第2セメスター終了時までに実用理科技能検定3級（CBT含む）または理検SCORE100（理科学力到達度検定）400点以上を取得していること。

科 目 名	1年次		2年次		3年次		4年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
基礎生物学実験			●					
化学 B			●					
生物学 B				●				
基礎化学実験				●				
物理学					●			
有機化学 A					●			
理科指導法 I					●			
地学						●		
地学実験						●		
物理学実験						●		
生化学						●		

■教育学部教育学科対象（中学校音楽2種免許）

【中学校2種免許（音楽）を取得する場合】

※「音楽史」は第2セメスターに履修すること。手続き方法等詳細はガイダンス及び掲示にて伝えます。

- ① 第2セメスター終了時の累積GPAが3.20以上であること。
- ② 第4セメスター終了時に、芸術学部の教職課程受講継続判定試験を受験して、合格すること。

*教科の指導法「音楽科指導法Ⅱ」を履修することが望ましい。

科 目 名	1年次		2年次		3年次		4年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
音楽史		●						
ソルフェージュⅠ			●					
鍵盤楽器基礎			●					
和楽器指導法（管・絃・打）			●					
声楽基礎B				●				
音楽理論				●				
指揮法					●			
音楽科指導法Ⅰ					●			
歌唱教育法（合唱）					●			
器楽教育法Ⅰ（管・打・合奏）						●		
作曲法Ⅰ							●	

■教育学部教育学科対象（中学校美術２種免許）

【中学校２種免許（美術）を取得する場合】

- ① 第２セメスター終了時の累積GPAが3.20以上であること。
- ② 第４セメスター終了時に、芸術学部 of 教職課程受講継続判定試験を受験して、合格すること。

*教科の指導法「美術科・工芸科指導法Ⅱ」を履修することが望ましい。

科 目 名	１年次		２年次		３年次		４年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
彫刻基礎			●					
デザイン基礎			●					
美術理論			●					
美術史				●				
絵画基礎				●				
工芸基礎				●				
映像メディア表現基礎					●			
美術科・工芸科指導法Ⅰ					●			
鑑賞教育理論（美術）						●		

■教育学部教育学科対象（中学校技術２種免許）

【中学校２種免許（技術）を取得する場合】

- ① 第２セメスター終了時の累積GPAが3.20以上であること。
- ② 第６セメスター終了時までに「メカトロニクス」を修得していることが望ましい。
- ③ 第６セメスター終了時までに、教科の指導法「技術科指導法Ⅱ」を履修することが望ましい。

科 目 名	１年次		２年次		３年次		４年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
デザインサイエンスプログラミング				●				
電気回路基礎				●				
栽培					●			
金属加工実習					●			
技術科指導法Ⅰ					●			
木材加工						●		
メカトロニクス演習						●		

■教育学部教育学科対象（高等学校情報１種免許）

【高等学校１種免許（情報）を取得する場合】

※下記「プログラミングⅠ」「プログラミングⅡ」「代数学入門」「解析学入門」は受講登録前の第２セメスターまでに修得が必要です。手続き方法等詳細はガイダンス及び掲示にて伝えます。

- ① 第２セメスター終了時の累積GPAが3.20以上であること。
- ② 第２セメスター終了時まで、「プログラミングⅠ」を修得し、「プログラミングⅡ」を履修（履修中も可）していること。または、「基本情報技術者試験」もしくは「Oracle Certified Java Programmer, Bronze」（オラクルJava認定資格Bronze）に合格していること。
- ③ 第２セメスター終了時まで、「代数学入門」および「解析学入門」の両方を修得していること。または、「数学検定２級」に合格していること。
「代数学Ⅰ」「解析学Ⅰ」も履修することが望ましい。

科目名	１年次		２年次		３年次		４年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
デジタルシチズンシップ			●					
情報処理技術					●			
コンピュータグラフィックス							●	
情報システム			●					
ネットワーク技術Ⅰ				●				
情報科指導法Ⅰ					●			
論理回路					●			
システム工学実験						●		
ネットワーク技術Ⅱ							●	
データベース					●			
マルチメディア処理						●		
情報科指導法Ⅱ						●		
教育実習（事前指導）						●		
教育実習（高等学校）								●

２ 教育実習の受講

４年次の秋学期に２週間10日間で実施します。また、教育実習に先立ち実施する「教育実習（事前指導）」については、高等学校１種免許（情報）のみ３年次秋学期に15回実施します。

なお、教育実習を履修するためには次の条件を充足する必要があります。

- ３年次春学期終了時（第５セメスター終了時）に①と②の条件を充足すること。充足できない場合、「教育実習（事前指導）」の受講は認めない。
 - ① 学部学科で定める教職課程受講条件ならびに受講継続条件をいずれもすべて充足していること。
 - ② 「情報科指導法Ⅰ」を修得済みであること。
 - ③ 第６セメスターに開講される「教育実習（事前指導）」が「Ｐ評価」（合格）であること。
〔情報〕

３ 履修上の注意点

他学科で開講されている科目を履修しなければならないため、履修科目に「Ｆ評価」がついた場合にリカバリーできない可能性があります。卒業時に免許が取得できない可能性が高くなりますが、在学中に修得した単位は有効です。卒業後に不足単位を本学の科目等履修生として修得すれば免許を取得できますので、学修を継続するモチベーションをもって進めてください。

ダブル免許プログラム 教科及び教科の指導法に関する科目

■ 中学校教諭 2 種免許状 英語

教育学部教育学科

□ は免許取得にあたって追加で修得が必要な科目

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位※①	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科目	単位			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	12	英語学	12	13	—	
			英語文学	12			
			英語コミュニケーション	12			
			異文化理解	12			
			各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	12			
			○English Phonetics	1			
			○English Grammar	2			
			Introduction to Language Studies	—			
			○English in Global Contexts	2			
			Issues in Second Language Acquisition	—			
			Issues in Applied Linguistics	—			
			Language Testing	—			
			Current Issues in Applied Linguistics	—			
			Language Teaching in Asia	—			
			Language and Society	—			
			Teaching English to Children	—			
			Issues in English Linguistics	—			
			○British and American Literature	2			
			Special Studies in American Literature	—			
			Special Studies in British Literature	—			
			Language through Contemporary English Literature	—			
			ELF Communication for Teachers	—			
			○Basic Academic English Skills A	2	2	—	
			○Basic Academic English Skills B	2			
			Career English	—			
			Speaking Workshop	—			
			○Multiculturalism in English-speaking Areas	2	2	—	
			○英語科指導法Ⅰ	2			
			英語科指導法Ⅱ	4			
			英語科指導法Ⅲ	2			
			免許状取得に必要な単位数	15			

○印は必修科目

※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

■ 中学校教諭 2 種免許状 国語

教育学部教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位				
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	12	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	○日本語学	2	10	—	
				日本語学演習	—			
				日本語文法論Ⅰ	—			
				日本語文法論Ⅱ	—			
				日本語音韻論	—			
				日本語語彙論	—			
				日本語学研究	—			
				日本語史	—			
				○日本文学概論	2			
				○日本文学史	2			
				日本近代文学演習	—			
				日本近代文学研究	—			
				日本古典文学演習	—			
			日本古典文学研究	—				
		漢文学	○漢文学	2	2	—		
		書道（書写を中心とする。）	○書写	2				
	各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	○国語科指導法Ⅰ	2					
		国語科指導法Ⅱ	—					
		国語科指導法Ⅲ	—					
		国語科指導法Ⅳ	—					
				免許状取得に必要な単位数		12		

○印は必修科目

※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

〔注〕上表に掲げられる科目の一部にユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、国語教育学科が指定する科目（国語教育学科の授業時間割に掲載されているユニバーシティ・スタンダード科目）を履修してください。

ダブル免許プログラム 教科及び教科の指導法に関する科目

■ 中学校教諭 2 種免許状 理科

教育学部教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等					
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	物理学	28		
		化学			
				生物学	
					地学
					物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)			

本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備 考
科 目	単位			
○物理学	2	18	—	
○化学B	2			
分析化学	—			
○有機化学A	2			
○生化学	2			
化学実験スキル	—			
○生物学B	2			
分子生物学	—			
細胞生物学	—			
動物行動学	—			
生物実験スキル	—			
○地学	2			
○物理学実験	1			
○基礎化学実験	2			
○基礎生物学実験	2			
○地学実験	1			
生物統計学B	—			
○理科指導法Ⅰ	2			2
理科指導法Ⅱ	—			
理科指導法Ⅲ	—			
理科指導法Ⅳ	—			
免許状取得に必要な単位数		20		

〇印は必修科目

※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

■ 中学校教諭 2 種免許状 数学

教育学部教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	12	○代数学Ⅰ	2	10	—	
			代数学Ⅱ	—			
			代数学Ⅲ	—			
			○幾何学Ⅰ	2			
			幾何学Ⅱ	—			
			幾何学Ⅲ	—			
			○解析学Ⅰ	2			
			解析学Ⅱ	—			
			微分方程式Ⅰ	—			
			微分方程式Ⅱ	—			
			複素解析Ⅰ	—			
			複素解析Ⅱ	—			
			ベクトル解析	—			
			○確率統計学Ⅰ	2			
			確率統計学Ⅱ	—			
			オペレーションズリサーチ	—			
			統計的方法	—			
	「確率論、統計学」	12	○プログラミングⅠ	2	2	—	
			数値解析プログラミング	—			
			○数学科指導法Ⅰ	2			
			数学科指導法Ⅱ	—			
			数学科指導法Ⅲ	—			
	コンピュータ	12	数学科指導法Ⅳ	—			
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)						
		12	免許状取得に必要な単位数		12		

○印は必修科目

※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

ダブル免許プログラム 教科及び教科の指導法に関する科目

■ 中学校教諭 2 種免許状 音楽

教育学部教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
教科及び教科の指導法に関する科目	ソルフェージュ	12	○ソルフェージュⅠ	2	20	—	
			ソルフェージュⅡ	—			
	声乐 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)		○声乐基礎B	2			日本の伝統的な歌唱を含む。
			声乐基礎C	—			
			声乐基礎D	—			
	器楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)		○歌唱教育法(合唱)	2			合唱を含む。
			器楽基礎B	—			
			○鍵盤楽器基礎	2			伴奏を含む。
			○和楽器指導法(管・絃・打)	2			和楽器を含む。
			器楽基礎C	—			
			器楽基礎D	—			
			○器楽教育法Ⅰ(管・打・合奏)	2			合奏を含む。
	指揮法	12	器楽教育法Ⅱ(リコーダー・竈竈)	—			
			伴奏法	—			
	音楽理論・作曲法(編曲法を含む。) ・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)		○指揮法	2			
			○音楽理論	2			
			和声学Ⅰ	—			
			和声学Ⅱ	—			
			創作教育法	—			
			日本音楽史	—			
			民族音楽概説	—			
			西洋音楽史	—			
			鑑賞教育理論(音楽)	—			
			○作曲法Ⅰ	2			編曲法を含む。
			作曲法Ⅱ	—			
			音楽教育実践法	—			
			○音楽史	2			日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	12	○音楽科指導法Ⅰ	2	2	—	
			音楽科指導法Ⅱ	—			
			音楽科指導法Ⅲ	—			
			音楽科指導法Ⅳ	—			
			免許状取得に必要な単位数	22			

○印は必修科目

※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

■ 中学校教諭 2 種免許状 美術

教育学部教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	12	○絵画基礎	2	16	—	映像メディア表現を含む。
			絵画Ⅰ	—			
			絵画Ⅱ	—			
			○彫刻基礎	2			
			彫刻Ⅰ	—			
			彫刻Ⅱ	—			
			○デザイン基礎	2			映像メディア表現を含む。
			○映像メディア表現基礎	2			
			デザインⅠ	—			
			デザインⅡ	—			
			○工芸基礎	2			
			工芸Ⅰ	—			
			工芸Ⅱ	—			
			○美術理論	2			
			工芸理論	—			
			工芸史	—			
			西洋美術史	—			
			日本美術史	—			
			○鑑賞教育理論（美術）	2			
			デザイン理論	—			
			東洋美術史	—			
			○美術史	2			日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。
			○美術科・工芸科指導法Ⅰ	2	2		
			美術科・工芸科指導法Ⅱ	2			
			美術科指導法Ⅰ	2			
			美術科指導法Ⅱ	2			
		12	免許状取得に必要な単位数		18		

○印は必修科目

※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

ダブル免許プログラム 教科及び教科の指導法に関する科目

■ 中学校教諭 2 種免許状 技術

教育学部教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備 考		
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位					
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	12	材料加工（実習を含む。）		○木材加工	2	12	—	
					デザインサイエンス実験	—			
					○金属加工実習	2			
					マテリアルプロセッシング	—			
					○メカトロニクス演習	2			
					スケッチとドラフティング	—			
					メカニクス（材料）	—			
					メカニクス（機械）	—			
					メカニクス（流体）	—			
					ドラフティング応用	—			
					メカトロニクス	—			
					○電気回路基礎	2			
					バイオミメティクス	—			
					自然科学実験	—			
					電気回路演習	—			
					○栽 培	2			
					○デザインサイエンスプログラミング	2			
					デジタルファブリケーション入門	—			
					デジタルファブリケーション	—			
					データサイエンスⅠ	—			
					知的財産権の基礎	—			
					ソフトエネルギー	—			
					デジタルファブリケーション演習	—			
					プロダクトデザイン	—			
					モデリングとシミュレーション	—			
			○技術科指導法Ⅰ	2	2	—			
			技術科指導法Ⅱ	—					
			技術科指導法Ⅲ	—					
			技術科指導法Ⅳ	—					
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）			免許状取得に必要な単位数		14				

○印は必修科目

※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

ダブル免許プログラム 教育の基礎的理解に関する科目等

■ 中学校教諭 2 種免許状 英語／国語／理科／数学／音楽／美術／技術

教育学部教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備 考		
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	—	—	6			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教育哲学	—					
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教職概論	—					
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育の制度と経営	—					
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育社会学	—					
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		学習・発達論	—					
			教育心理学	—					
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	6	発達心理学	—	—	6			
	総合的な学習の時間の指導法		特別支援教育	—					
	特別活動の指導法		教育課程編成論	—					
	教育の方法及び技術		道徳教育の理論と方法	—					
	情報通信技術を活用した教育の理論と方法		総合的な学習の時間の理論と方法	—					
	生徒指導の理論及び方法		特別活動の理論と方法	—					
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育方法・技術論	—					
教育実践に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		ICT活用の理論と実践	—	—	6			
		生徒・進路指導の理論と方法	—						
		教育相談の理論と方法	—						
	教育実習	5	○教育実習（小学校・中学校）	—			—	3	
	学校体験活動		○学校体験活動A（小学校・中学校）	—			—	1	
			○学校体験活動B（小学校・中学校）	—			—	1	
			学校体験活動C（小学校・中学校）	—			—	1	
学校体験活動D（小学校・中学校）			—	—	1				
教職実践演習	2	教職実践演習	—	—	2				
中学校	教育の基礎的理解に関する科目等	19	免許状取得のために履修する単位数		—	19			
	大学が独自に設定する科目	4			—	—	※②		
	免許法施行規則第66条の6に定める科目	8			—	—	※③		

○印は必修科目

- ※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。
「教育の基礎的理解に関する科目等」（教育実践に関する科目を除く）の履修については、科目名が違う場合でも履修する必要はありません。
- ※② 「大学が独自に設定する科目」は小学校免許取得のために修得した「全人教育論」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位、「教育の基礎的理解に関する科目」で教育学部の卒業要件としている必修選択科目を充てることができます。
したがって重ねて科目を履修する必要はありません。
- ※③ 免許法施行規則第66条の6に定める科目は小学校免許取得のために修得した所属学部の単位を充てることができます。重ねて科目を履修する必要はありません。

ダブル免許プログラム 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校・中学校コース）

■ 小学校教諭 1 種免許状 教育学部教育学科

■ 小学校教諭 2 種免許状 文学部・農学部・工学部/教育学部教育学科で社会、保健体育を主免とする場合

教育学部教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		中学校免許 取得修得単位より流用 可能な単位	備 考
科目	各科目に含めることが 必要な事項	単位	科 目	単位	小 1	小 2		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	1 種 10 2 種 4	国 語（書写を含む。）	2	2	2	—	※①②
			国 語	2	—			
			日本文学概論	2	—			
			日本文学史	2	—			
			書写	2	—			
			社会	2	2			
			日本史概論	2	—			
			外国史概論	2	—			
			地理学概論	2	—			
			地誌学概論	2	—			
			算数	2	2			
			代数学 I	2	—			
			幾何学 I	2	—			
			確率統計学 I	2	—			
			プログラミング I	2	—			
			理科	2	2			
			物理学	2	—			
			化学B	2	—			
			生物学B	2	—			
			地学	2	—			
			生活	2	2			
			音楽	2	2			
			歌唱教育法（合唱）	2	—			
			器楽教育法 I（管・打・合奏）	2	—			
			音楽理論	2	—			
			音楽史	2	—			
			図工	2	2			
			美術理論	2	—			
			美術史	2	—			
			絵画基礎	2	—			
			彫刻基礎	2	—			
			家庭	2	2			
			体育（小）	2	2			
			運動学（運動方法学を含む。）	2	—			
			生理学（運動生理学を含む。）	2	—			
			衛生学	2	—			
			学校保健	2	—			
			外国語（英語）	2	2			
			English Grammar	2	—			
			British and American Literature	2	—			
			Basic Academic English Skills A	2	—			
			Basic Academic English Skills B	2	—			

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		中学校免許 取得修得単位より流用 可能な単位	備 考		
科目	各科目に含めることが 必要な事項	単位	科 目	単位	小 1	小 2				
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）	国 語（書写を含む。）	1 種	国語科指導法	2	2	20 ※④	12	—	※②③
		社 会	20	社会科指導法	2	2			—	
		算 数	2 種 12	算数科指導法	2	2			2	
		理 科		数学科指導法Ⅰ	2	—			—	
		理 科		理科指導法	2	2			2	
				理科指導法Ⅰ	2	—			—	
		生 活		○生活科指導法※⑥	2	2			—	
		音 楽		音楽科指導法	2	2			—	
		図画工作		図工科指導法	2	2			—	
		家 庭		○家庭科指導法※⑥	2	2			—	
		体 育		体育科指導法	2				2	
		外国語		保健体育科指導法Ⅰ	2	—			—	
			外国語（英語）指導法	2	2	2				
			英語科指導法Ⅰ	2	—	2				
			30	免許状取得に必要な単位数						

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学で独自に設定する科目」として充てることができます。

- ※① 1種免許取得の場合、「教科に関する専門的事項」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、修得が必要な10単位のうち、8単位は中学校免許取得のために修得した単位を流用できる。
- ※② 2種免許取得の場合は、「教科に関する専門的事項」（上記表の免許法施行規則に定める科目）を4単位以上、「各教科の指導法」を6科目（音楽・図工・体育のうち2科目を含む）12単位以上を修得する必要があるが、各免許種で中学校免許取得に必要な単位より流用可能な「教科に関する専門的事項」8単位、「各教科の指導法」を修得しているため、該当教科に追加で履修の必要はない。（加えて4単位余剰となるため、取得する小学校免許の「大学が独自に設定する科目」として充てることができる。）
- ※③ 「各教科の指導法」については、取得する中学校免許のいずれか2単位を選択必修科目として修得すること。「算数」、「理科」、「体育」、「外国語」においては中学校免許取得に必要な単位より流用可能な修得単位がある場合、該当教科について追加で履修の必要はない。
- ※④ 20単位より、中学校免許取得修得単位より流用可能な単位数を差し引いた単位数を履修。
- ※⑤ 中学校免許教科による。
- ※⑥ 1種免許取得の場合必修

ダブル免許プログラム

■ 高等学校教諭 1 種免許状 情報

教育学部教育学科

□ は免許取得にあたって追加で修得が必要な科目

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備 考				
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位							
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	24	○デジタルシチズンシップ	2	22	—	職業に関する内容を含む。 66条の6に定める科目の必修のため、追加履修は不要			
		コンピュータ・情報処理		○情報処理技術	2						
		情報システム		○情報科学入門	2						
		情報通信ネットワーク		○システム工学実験	2						
				○論理回路	2						
				○データベース	2						
	○情報システム			2							
マルチメディア表現・マルチメディア技術	オペレーティングシステム	—									
	○ネットワーク技術Ⅰ	2									
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○ネットワーク技術Ⅱ	2									
	データ通信	—									
教育の基礎的理解に関する科目	10	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		情報セキュリティ	—				4	—	10
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○マルチメディア処理	2						
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○コンピュータグラフィックス	2						
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		イメージプロセッシング	—						
				○情報科指導法Ⅰ	2						
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○情報科指導法Ⅱ	2						
				教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育原理	—	—	10			
				教育哲学	—						
				教職概論	—						
				教育の制度と経営	—						
	教育社会学	—									
	学習・発達論	—									
	教育心理学	—									
	発達心理学	—									
	特別支援教育	—									
	教育課程編成論	—									

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8	総合的な探究の時間の理論と方法	—	—	8	
	特別活動の指導法		特別活動の理論と方法	—			
	教育の方法及び技術		教育方法・技術論	—			
	情報通信技術を活用した教育の理論と方法		ICT活用の理論と実践	—			
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導の理論と方法	—			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談の理論と方法	—			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習	3	○教育実習（高等学校）	3	3	3	
	教職実践演習	2	教職実践演習	—	—	2	
高等学校	教科及び教科の指導法に関する科目	24	免許状取得のために履修する単位数		26	—	
	教育の基礎的理解に関する科目等	23			3	23	
	大学が独自に設定する科目	12			—	—	※②
	免許法施行規則第66条の6に定める科目	8			—	—	※③

○印は必修科目

- ※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。
「教育の基礎的理解に関する科目等」（教育実践に関する科目を除く）の履修については、重ねて科目を履修する必要はありません。
- ※② 「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。
「大学が独自に設定する科目」は小学校免許状取得のために修得した「全人教育論」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位、「教育の基礎的理解に関する科目」で教育学科の卒業要件としている必修選択科目をあてることができます。
教育学科科目より「教育哲学」「教育心理学」「教育方法学」「教育社会学」「発達心理学」より6単位履修してください。
- ※③ 免許法施行規則第66条の6に定める科目は小学校免許種取得のために修得した所属学部単位を充てることができます。重ねて科目を履修する必要はありません。

IV

規 則

教職課程履修規則	106
教育・保育現場等における体験活動に関する規則 …	108
介護等体験に関する規則	109
教育実習に関する規則	110

教職課程履修規則

1 目的

この規則は、学則第11条第3項に基づき、教育職員免許状の授与を受けるために必要な教科目の履修ならびに教職特別講座等（以下合わせて「教職課程」とする）を受講する場合に必要な事項について定める。

2 受講の条件

第1セメスターより教職課程を受講するには以下の条件を満たす必要がある。

- (1)第1セメスターに実施する教職課程受講ガイダンスを受講していること。
- (2)教職課程受講申請手続きを決められた期日までに行うこと。
- (3)上記の条件を満たしていても、以下に該当する場合は、受講を許可しない。

- ①教師になる意志のない者。
- ②学力不足、教職適性等からみて、教師としての資質に問題があると認められる者。

Ⅱ. 第3セメスター以降から教職課程の受講を開始する場合は、別途各学部学科にて定める規準を充足すること。

3 受講継続の条件

教職課程の受講を継続するには以下の条件を満たし、各学部教授会及び教職課程委員会の審議を経て決定する。

- (1)各学部、各学科が定める教職課程受講継続条件を満たしていること。
 - (2)上記の条件を満たしていても、以下に該当する場合は、受講継続を許可しない。
- ①教師になる意志のない者。
 - ②学力不足、教職適性等からみて、教師としての資質に問題があると認められる者。

4 受講の費用

教職課程を受講するには取得を希望する教育職員免許状に応じて別表で定められた教職課程受講料を各年次の指定された期日までに納入しなければならない。なお、年度途中で退学・休学・受講取消の手続きが承認された場合には、教職課程受講料を一部返還する場合がある。ただし、6の定める受講中止、また教職特別講座等の欠席においては、これを返還しない。

5 受講の取消

教職課程の受講を取り消すには籍を置く学科の教職担当教員の承認を受けたのち、「教職課程受講取消届」を教師教育リサーチセンターに提出しなければならない。

6 受講の中止

次に該当する学生は、教職課程の受講を中止する。

- ①教職課程受講継続条件に抵触した者。
- ②教職課程受講料を指定した期日までに納入しなかった者。
- ③教師としての資質に問題があると認められる者。ならびに教職課程履修にあたり望ましくない行為があった者。
- ④教師になる意志のない者。

7 履修科目

- (1)教育職員免許状の授与に必要な授業科目および単位数については、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則等の法令に基づき、本学が定めたものとする。
- (2)受講許可を得た者は、自らの責任において履修登録期間にそのセメスターで履修する科目を登録しなければならない。
- (3)小学校および中学校の教育職員免許状の授与については、教育職員免許法の特例等に関する法律で「介護等の体験」が義務づけられている。介護等体験については「介護等体験に関する規則」に定める。
- (4)教育実習については、「教育実習に関する規則」に定める。

8 教職特別講座

- (1)教職課程受講者は指定された教職課程特別講座にすべて出席しなければならない。
- (2)やむを得ない事由により欠席する場合は、ただちに教師教育リサーチセンターに連絡し指示を仰ぐこと。

9 教育職員免許状の申請

- (1)教育職員免許状授与資格を得た者は、教育職員免許状授与に関する申請ができる。
- (2)教育職員免許状の申請は個人申請または大学が行う一括申請による。
- (3)個人申請については、自己の責任において授与権者（都道府県の教育委員会）に申請する。
- (4)一括申請については、所定の手続きをとることとする。

10 転・編入学生の教職課程受講

転・編入学生の教職課程受講許可、ならびに履修については転・編入学前の単位修得状況などを勘案し、当該学部、学科ごとに指示する。

11 ダブル免許プログラム

ダブル免許プログラムの履修については別に定める。

12 事務主管

教職課程に関する事務は、教師教育リサーチセンターおよび授業運営課で行う。

13 規則の改定

この規則の改定については、教職課程委員会で審議し決定する。

別表 教職課程受講料

(1) 幼稚園/小学校/中学校/高等学校 教育職員免許状取得希望者 (単位：円)

	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
教職課程受講料	14,700	29,200	47,500	10,900	102,300
参観実習受講料	4,000				4,000
介護等体験受講料		8,000※	8,000		8,000
教育実習受講料			25,000※	25,000	25,000
合 計	18,700	29,200	55,500	35,900	139,300

※ 2 年次に介護等体験を行う芸術学部学生の介護等体験料は、2 年次で徴収。

※ 3 年次に教育実習を行う芸術学部学生の教育実習受講料は、3 年次で徴収。

* 複数免許を取得するにあたって教育実習を 2 回行う場合は、4 年次に 15,000 円を別途徴収。

(2) 保育士資格または幼稚園教育職員免許状取得希望者 (単位：円)

	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
教職課程受講料	14,700	24,700	36,900	10,900	87,200
参観実習受講料	4,000				4,000
教育実習受講料				25,000	25,000
合 計	18,700	24,700	36,900	35,900	116,200

(3) 保育士資格および幼稚園教育職員免許状取得希望者 (乳幼児発達学科) (単位：円)

	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
教職課程受講料	14,700	24,700	36,900	10,900	87,200
参観実習受講料	4,000				4,000
教育実習受講料			25,000	25,000	50,000
合 計	18,700	24,700	61,900	35,900	141,200

(4) 高等学校 教育職員免許状取得希望者 (高等学校教諭免許状のみを取得する場合) (単位：円)

	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
教職課程受講料	14,700	29,200	47,500	10,900	102,300
参観実習受講料	4,000				4,000
教育実習受講料				25,000	25,000
合 計	18,700	29,200	47,500	35,900	131,300

教育・保育現場等における体験活動に関する規則

1 目的

本学の通学課程の学生が教育職員免許法の定めにより、教育・保育現場等における体験活動（以下「体験活動」という）を行う場合について、必要な事項を定める。

2 体験活動

(1)体験活動は、事前指導（を含むガイダンス）に出席した上で、体験活動を実施し、振り返り等を行う全体指導に出席しなければならない。

(2)体験活動の単位数については、大学設置基準に則り、本学学則に定められた時間数とする。

3 受講条件

体験活動を行う者（以下「受講生」という）は、事前に以下の条件を満たしている者とする。

- (1)教職課程の受講許可を受けている者。
- (2)指定された期日に健康診断等を受け、伝染のおそれのある疾病がないと認められた者。
- (3)正常な教育活動を妨げるおそれのない者。
- (4)学部・学科が定める受講条件を満たしている者。
- (5)体験活動に係る指導（ガイダンス含む）にすべて出席している者。

4 本活動の実施時期および時間数

活動の時期は各学科により、指定された時期に実施し、1単位につき、現場活動時間数30時間とする。

5 欠席

- (1)欠席は認められない。やむを得ない事由により欠席する場合は、ガイダンス等で指定した方法にて、教師教育リサーチセンターに連絡すること。
- (2)欠席した場合は、その不足時間数を補わなければならない。

6 体験活動学生の義務

体験活動学生は、以下のことに注意し活動を行わなければならない。これに違反した場合は、ただちに活動を中止する。また、活動終了後であってもこのような事実があった場合には、その活動は無効とする場合がある。

- ①活動先の校則・規則を守り、教育方針を理解し、活動先の秩序を乱したり、幼児、児童、生徒の人格、尊厳を傷つけることが無いよう、注意を払わなければならない。また、活動先の正常な教育活動を妨げてはならない。
- ②活動先の園長、校長ほか教職員の指示に従わなければならない。
- ③教師を志す学生としての本分を忘れず、その態度、服装および言動に注意しなければならない。
- ④活動により知り得た幼児、児童、生徒、教職員のプライバシーに関する情報については、守秘義務があり、活動

中はもちろんのこと、活動後であっても第三者に漏らしてはならない。

- ⑤大学からの指導・助言に従わなければならない。また、指導・助言事項には改善を図らなければならない。

7 全体指導等

- (1)活動時間充足後、活動先へただちに評価票・出勤簿を提出すること。
- (2)活動終了後、指定された時期に実施される「全体指導」に出席することで、単位が認定される。

8 辞退

体験活動の辞退は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情で活動の継続が困難な場合には、所属学科教職担当教員及び、教師教育リサーチセンターで協議のうえ、継続可否の判断をする。

9 事務主管

教育・保育現場等における体験活動に関する事務は、教師教育リサーチセンターが行う。

10 規則の改定

この規則の改定については、教職課程委員会で審議し決定する。

介護等体験に関する規則

1 目的

本学通学課程の学生が教育職員免許法の特例等に関する法律の定めにより、介護等の体験（以下、「介護等体験」という）を行う場合について、必要な事項を定める。

2 介護等体験

(1)介護等体験は、「事前指導（を含むガイダンス）」に出席した上で、現場体験を実施し、振り返り等を行う全体指導に出席しなければならない。

(2)介護等体験は、介護等体験証明書をもって体験したことが証明される。（教職課程委員会報告事項）

3 条件

現場における介護等体験を行う者（以下「体験生」という）は、事前に以下の条件を満たしている者とする。

- (1)教職課程の受講許可を受けている者
- (2)指定された期日に健康診断等を受け伝染のおそれのある疾病がないと認められた者
- (3)正常な教育活動を妨げるおそれのない者
- (4)介護等体験に関する事前指導にすべて出席している者
- (5)「教育・保育現場等における体験活動に関する規則」6「体験活動学生の義務」を遵守している者

4 時期および期間

(1)体験年次は2年次とする。ただし、留学等の事由により指定した年次に行えない場合は、許可を受けて体験年次を変更することができる。なお、転・編入学生については原則3年次で行う。

(2)介護等体験は各学科で定められた時期で実施する。

(3)日数（時間数）については、法令で定められている7日分現場体験（60時間分）を原則とし、1日の時間帯（上限8時間）および時間数は受入先と体験生で調整し定めるところとする。

5 体験を行う施設・学校

体験を行う学校は、教育職員免許法の特例等に関する法律により、文部科学大臣が定めたところとし、大学を通して依頼する。

6 欠席

(1)欠席は認められない。やむを得ない事由により欠席する場合は、ガイダンスなどで指定した方法にて、教師教育リサーチセンターに連絡すること。

(2)欠席した場合は、その不足時間数を補わなければならない。

7 体験生の義務

体験生は、以下のことに注意し介護等体験を行わなければならない。これに違反した場合は、ただちに介護等体験を中止する。また、介護等体験の終了後であってもこのような事実があった場合には、その介護等体験は無効とする場合がある。

- ①受入先の校則・規則を守り、教育方針を理解し、受入先の秩序を乱したり児童生徒の人格、尊厳を傷つけることが無いよう、注意を払わなければならない。
- ②受入先の校長・施設長・教職員の指示に従わなければならない。
- ③教師を志す学生としての本分を忘れず、その態度、服装および言動に注意しなければならない。
- ④介護等体験により知り得た児童生徒のプライバシーに関する情報については、守秘義務があり、体験中はもちろん体験後であっても第三者に漏らしてはならない。
- ⑤大学からの指導・助言に従わなければならない。また、指導・助言事項については改善を図らなければならない。

8 全体指導等

体験生は指定された提出物を提出しなければならない。特別な理由無く提出が遅れた場合は、介護等体験証明書は発行されない。

(1)活動時間充足後、受入先へ速やかに評価票・出勤簿を提出すること。

(2)活動終了後、指定された時期で実施される「全体指導」に出席することで、単位認定とする。

9 辞退

介護等体験の辞退は、原則として認めない。

10 介護等体験証明書

(1)体験生の活動時間充足後、「介護等体験証明書」（以下「証明書」という）は受入先へ速やかに提出し、証明書発行を依頼すること。

(2)証明書は原則再発行しない。

11 事務主管

介護等体験に関する事務は、教師教育リサーチセンターが行う。

12 規則の改定

この規則の改定については、教職課程委員会で審議し決定する。

教育実習に関する規則

1 目的

本学の通学課程の学生が教育職員免許法の定めにより、教育実習を行う場合について、必要な事項を定める。

2 教育実習

(1)教育実習は、「教育実習に関する事前指導」、「現場における教育実習（以下「実習」という）」および「教育実習に関する事後指導」に分けられ、これらすべてを履修しなければならない。

(2)教育実習は、取得しようとする免許の校種にかかわらず3単位を修得しなければならない。

なお、校種の異なる免許を複数取得しようとする場合は、別に指示する。

(3)教育実習の単位数については、大学設置基準に則り、本学学則に定められた時間数とする。

3 受講条件

実習を行う者（以下「実習生」という）は、事前に以下の条件を満たしている者とする。

(1)教職課程の受講許可を受けている者。

(2)指定された期日に健康診断等を受け、伝染のおそれのある疾病がないと認められた者。

(3)正常な教育活動を妨げるおそれのない者。

(4)学部・学科が定める受講条件を満たしている者。

(5)実習開始までに「学校体験活動B」、幼稚園の場合は「教育・保育体験活動B」の活動時間を充足し、「教育・保育現場等における体験活動に関する規則」6「体験活動学生の義務」を遵守している者。

(6)教育実習に係る指導（ガイダンス含む）にすべて出席している者。

(7)指定された期日までに「教育実習校登録票・調査書」を提出している者。

4 本実習の時期および期間

実習の時期は第7セメスターとする。ただし、芸術学部の中学校・高等学校は第6セメスターとする。また、ダブル免許特別プログラムならびに教育学部サブ免許の小学校による実習は第8セメスターで行い、期間については、実習校がこの範囲内において定めたものとする。

5 欠席

(1)欠席は認められない。やむを得ない事由により欠席する場合は、ただちに教師教育リサーチセンターに連絡し指示を仰ぐこと。

(2)欠席した場合は、その不足時間数を補わなければならない。

(3)欠席した場合は、「教育実習欠席届」に理由を明記し、内容を証明する書類（病気の場合は医師の診断書等）を添えて、実習終了後1週間以内に教師教育リサーチセンターに提出すること。

6 教育実習生の義務

実習生は、以下のことに注意し実習を行わなければならない。これに違反した場合は、ただちに実習を中止する。また、実習終了後であってもこのような事実があった場合には、その実習は無効とする場合がある。

①実習先の校則・規則を守り、教育方針を理解し、実習先の秩序を乱したり、幼児、児童、生徒の人格、尊厳を傷つけることが無いよう、注意を払わなければならない。

②実習先の園長、校長、教頭、ほか教職員の指示に従わなければならない。

③実習生は、教師を志す学生としての本分を忘れず、その態度、服装および言動に注意しなければならない。

④実習により知り得た幼児、児童、生徒、教職員のプライバシーに関する情報については、守秘義務があり、実習中はもちろんのこと、実習後であっても第三者に漏らしはならない。

7 事後指導等

(1)実習終了後1週間以内に「教育実習報告書」をただちに作成して教育実習指導担当教員の事後指導を受けなければならない。

(2)実習生は、実習終了後ただちに「教育実習日誌」等定められた提出物を実習校に提出しなければならない。特別な理由無く提出が遅れた場合は、教育実習の単位の認定は行わない。

8 辞退

教育実習の辞退は、原則として認めない。

9 事務主管

教育実習に関する事務は、教師教育リサーチセンターが行う。

10 規則の改定

この規則の改定については、教職課程委員会で審議し決定する。

[illegible]

教職課程受講ガイド

玉川大学

東京都町田市玉川学園6-1-1

